



310.8  
Sep 34  
9











エ2590

# 孫全文集


第三卷



革命方略  
大亞細亞主義  
講演及び談話篇(中)

第一公論社版







外務省調査部譯編

孫文全集  
(第三卷)

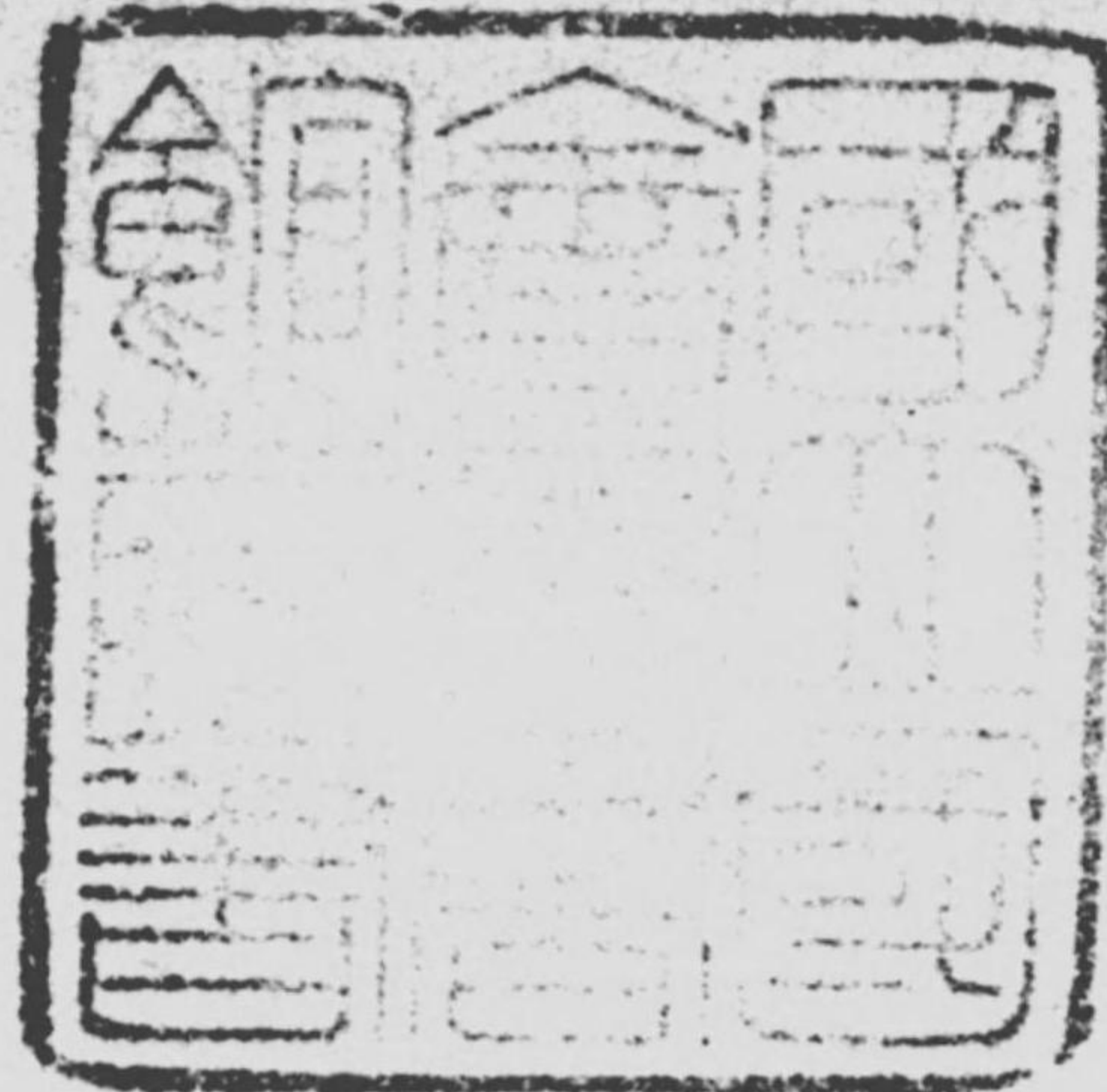
東京都千代田区丸の内二丁目十二番館六号四二室

芳澤中國記念事業財團

電話(28)四一〇八番



革 命 方 略  
大 亞 細 亞 主 義  
講 演 及 び 談 話 篇 ( 中 )



310.8  
S0634A  
G



533038



# 革命方略

## 目次

一、興中會章程	一三
二、同盟會革命方略	
第一章 軍政府宣言	一九
第二章 軍政府と各地の民軍との關係	二三
第三章 軍隊の編成	二四
第四章 將官の等級	二五
第五章 軍人の俸給	二五
第六章 戦士の行賞及び撫恤	二七
第七章 軍規則	二九
第八章 招軍規定	三〇



第九章	誓約書及び軍約款の形式	三
第十章	清兵招降條件	三三
第十一章	地方攻略規則	三四
第十二章	兵站規則	三六
第十三章	軍用票	四一
第十四章	安民布告	四二
第十五章	對外宣言	四六
第十六章	滿洲將士招降布告	四七
第十七章	滿洲の租稅釐金稅廢止の布告	五五

### 三、中華革命黨革命方略

第一章	軍政	六二
第一節	總則	
第二節	組織	
第三節	義舉	

### 第二章 軍政府

第一節	大本營	
第二節	各部通則	
第三節	外交部	
第四節	內務部	
第五節	陸軍部	
第六節	海軍部	
第七節	財政部	
第八節	財政交通に關する補則	
第九節	行政會議	
第十節	總督府の組織	
第十一節	總督府事務分掌規程	
第十二節	總督府軍務廳の組織	
第十三節	警察總署の組織	
第十四節	府知事署の組織	
第十五節	縣知事署の組織	



第十六節 公署執務通則  
第十七節 陸軍司令部通則  
第十八節 警備隊職務規程  
第十九節 憲兵職務規定  
第二十節 海軍總司令部條例  
第二十一節 海軍司令部條例  
第二十二節 海軍要塞司令部條例  
第二十三節 要港部條例  
第二十四節 海軍區域令  
第二十五節 本初子午線、經度及び標準時條例

第三章 服制、勳記……………一六〇

第一節 陸軍服制條例  
第二節 授勳規程

第四章 軍律、軍法……………一七一

第一節 軍律  
第二節 軍法執行條例

第三節 戒嚴地の刑罰及び條文

第五章 兵站、徵發及び其の他の例則……………一八四

第一節 困糧局(兵站部)の組織  
第二節 徵發令  
第三節 委任通則  
第四節 印章條例

第六章 文告……………一九三

一、中華革命軍大元帥檄  
二、安民布告  
三、四言安民布告  
四、公共建築物及び名勝古跡保護の告示  
五、布告

○大亞細亞主義……………二〇一

講演及び談話篇(中)



し不平等條約と中國勞働者	三二八
し世界新道德の潮流	三三〇
し北上に際し軍官學校學生へ	三五五
農民の幸福を謀れ	三五三
言語と文字とによる奮闘	三六一
農民大聯合	三六七
商民は政府と協力すべし	三八〇
中央銀行開業訓辭	二八九
北伐の原因	二九八
○日本は廢約運動を援助すべし	三〇三
國民會議は内亂を解決す	三〇九
中國内亂の原因	三三〇
學生は國民會議に賛成すべし	三五二
「サウス、チャイナ、デイリー、ポスト」紙記者との談話	三五九
「ホンコン、デイリー、プレス」記者との談話	三六三

宋教仁暗殺事件後の政見	三六六
國會の恢復と正式政府の組織	三六八
裁兵は統一せんが爲の政策なり	三七二
戴季陶氏との社會問題に關する談話	三七四
○山東問題に對する意見	三八一
陳炯明の謀叛に關する談話	三八三
裁兵の重要性と其の處置方法	三八六
○長崎新聞記者との談話	三九〇
○神戸新聞記者との談話	三九四
○門司新聞記者との談話	四〇二



# 革命方略

## 一、興中會章程

第一條 會名は宜しく正しかるべし。

本會は興中會と名付け、總會を中國に置き、分會は之を各地に設置す。

第二條 主旨は宜しく明かなるべし。

本會を設くる所以は、主として内外の志有る中國人の聯絡を計り、以て富強の學を講究し、中國の振興と、團體の維持とを圖らんが爲なり。蓋し中國現下の政治は、日に非にして、綱紀の維持亦日に壞れ、斯くて徒らに強隣の輕侮を蒙りつつあり。而も之れが原因は總て衆心の不統一に起因するものなり。即ち目前の私利のみを期圖して永遠の大局を顧みず、自國を愛慕せずして、人心離れんか、子々孫々之れが爲に奴隸となり、生命財産の保證亦期すべからざるなり。此故に凡そ急務にして之れより急なるは無く、邪私にして之れより邪私なるは無し。而も國を



擧げて人心競々、之れを悟る者に至つては一人も無く、此の點に覺醒して善導する者亦一人も無し。斯る状態を以てして、能く此の禍を免るるを得ば、眞に之れ僥倖なり。即ち若し早きに及んで之れを維持せず、機に臨んで發憤せずんば、數千年來保有し來りたる、燦然たる文化國の名聲と、累世禮讓の民たりし誇りとは、共に淪亡して遂に滅亡するに至るべし。之れ果して何人の罪ぞや。世の識者たるもの、豈に其の責無しとせんや。故に茲に特に各方面の賢才と志士とを糾合聯絡し、切實なる富國と強兵との學を講究し、人民を教化善導して、良風の普及に力め、愚蒙を曉諭し、舉國の人士を自覺せしめて、以て智慧一心、遠近一徳たらしめんとす。斯くて群策と群力とを以て大難に處せば、中國危しと雖も、豈救挽し得ざるの理有らんや。之れ所謂民を國本と無す所以にして、本固ければ、國亦安寧たるを得るなり。

第三條 志向は宜しく之れを定むべきなり。

本會に於て爲さんとする所は必ず國利民福を念とするものにして、新聞社を設立して風俗氣象を開發するが如き、學校を創設して人材を養成するが如き、大利を興して民生を厚ふし、積弊を除去して國脈を培ふが如き、此等は皆、力に應じて逐次實行し、以て國家の向上改善を期し、政治の隆昌を謀らんとするものなり。能く下、庶民を利して、苛政の跡を絶たしむるを得ば、

中國四億萬の生民は必ずや生氣一新し、各々其の處を得て其の志を滿たすに至るべし。舞弊の端正に藉りて私かに結黨し、相互の小區域を防守して、其の畛域にのみ眼界を注ぐが如きは、之れ本會の志向とする所に非ず。宜しく之れを痛絶して大公を昭にし、以て流弊を杜がざるべからず。

第四條 人員は宜しく其の人を得ざるべからず。

本會は最初辨事員を公擧す。品性學識俱に優れ、才能通達する者を選び、一人を推して總辨と爲し、一人は之れを幫辨と爲し、一人は之れを管庫と爲し、更に一人には華文の案を司らしめ、又一人には洋文の案を司らしめ、此の外十人を董事と爲して本會に關する事務を司らしむ。凡そ一事を措辨するに當つては、必ず會員五人と、董事十人とが會集し、最善なる協議を遂げたる後に於て、始めて之を施行するを得るものとす。

第五條 會友は宜しく擇ばざるべからず。

本會の會友たるには會友二名の推薦を要するものとし、董事は本人につきて、其の心地光明を查察し、忠心と愛國心とを有する者なることを確かめ、父母邦國の爲めに力を盡し、中國をして強盛の地に至らしむべく努力することを肯んずれば、董事帶同の上、入會を可す。但し一



般會員に於て其の入會を憫願する者たるを要す。入會の上は、一心一徳、忠信以つて中國を危地より救挽すべきを宣誓せしむ。名冊に登録するには會費銀五元を完納せざる可らず。總會は之れに對し、證據の爲め、領收證を發給して信守を昭にし、斯くして之れを會友と爲す。各處の支會にありては、支會より會員に對し假領收證を發給し、完納を俟つて總會に報告し、領收證の到達を待つて、假領收證と交換す。

第六條 支會は宜しく之れを廣くすべし。

諸方有志の士は、總て章程に遵據して、隨處に進んで支會を樹立すべし。但し一箇處に二箇の支會を設くることを得ず。従つて會友の多寡に拘はらず、須らく合して一と爲すを要す。又一箇所に新たに一會を設立するには、尠くとも會友十五人以上たるべし。其の成立の當初に於ては會費領收等の事項に關しては、必ず附近既設の會に托して、之れを總會に轉達すべし。而して支會相互間の通信は、總會の承認を経たる後、始めて之を爲し得るものとす。

第七條 宜しく人才を招集すべし。

本會は人材を需むるを以て急務となす。會友は各地に四散するを以て、隨時隨處に於て、賢材を物色すべし。中外人士を問はざること勿論なり。凡て益世の意思を有し、中國の爲めに力を

盡すに吝ならざるものなる時は、皆之を會に收むることを得。尙ほ將來に於て人を用ひんとする場合に於ても、各會より總會に進達せる推薦書を、參考の資と爲すべきを以て、速かに其の搜集に當るべし。之れ各會の職司なり。

第八條 宜しく資金を籌畫すべし。

本會の處理する各事項は、事體重大にして、費用を要すること頗る多額なるにより、銀會を特設して、徵集の便に資し、併て公衆の急を救ふの資助たらしめ、又一面會友利得の捷徑たらしむべし。之れ一舉數得の途にして、誠に善舉と云はざるべからず。各會友は義を好み、公を急とすべきものなるを以て、自から其の能力に應じ、千羊の皮を集めて裘を作るが如く、以て一臂の助と爲すべし。毎株は銀十元とし、一株より萬株に至る迄、皆隨處に之れを求め得ることとし、拂込金は、各處の總辨と管庫とが代收し、之れに對して領收證を發給し、現銀は一時銀行に預け入れ、後日に於ける總會の收集を俟つべし。總會は之れを收集して銀會の株券を發給す。各處の總辨は、會友より集めたる預金と、株券とを引換へ、開會の日に、毎株元利百元を回收することを得。茲に於て此の方法は公私共に裨益し得るものたるなり。故に各會友は皆愛國の誠意を具へ、勇躍以て事に従ふべし。之れを買動買位等元利の還らざるものに比すれば、



其間天地宵壤の差あり。即ち十は百を圖る可く、萬は億を圖るべく、利之れより大なるは莫きなり。豈に其の機を逸すべけん哉。

第九條 宜しく公所を設くべし。

各處の支會に一公所を設けて、會員の公務を辨する處たらしめ、他方會友の時に到つて敘談し興中の良法を講究し、當今の時事を討論し、各國の政治を攻究し、各自の意見を吐露し、相互黽勉するにも便ならしむべし。然れども、博奕、遊戯等の無益の事は、一切此處に於て行ふを得ざらしめざる可からず。經費は會友に於て之れを按分負擔すべし。

第十條 宜しく變通を善ならしむべし。

以上の各項を本會開辦の大綱と爲す。各處の支會は本章程に準據して處辨すべし。尙ほ詳細なる點に至つては、各會及び支會に於て、土地に隨ひ、變通機宜の處置を執るべく、別に規定を立案して最善の途を盡すべし。

## 二、同盟會革命方略

### 第一章 軍政府宣言

天運歲次 年 月、中華民國軍總督は軍政府の令を奉じ、軍政府の宗旨及び條理を以て國民に布告す。

今や國民軍起りて軍政府を立つ。二百六十年の羶醒を滌ぎ、四千餘年の祖國を復し、四億人民の禮祉を謀るは、之れ獨り軍政府の責、旁貸すべきなきのみならず、凡そ我が國民の皆應に引いて己れの責となすべきものなり。惟ふに我が中國は開國以來中國人を以て中國を治めたり。間々異族の纂據せることありしと雖も、我が祖我が宗、皆よく驅除光復して以て後人に貽せり。今漢人義師を唱率し、胡虜を殄除せんとす。之れ、上、先人の遺烈を繼がんに爲めにして、大義の在るところ、凡そ我が漢人當に曉然たらざるはなかるべし。只だ前代の革命は、有明（明朝）及び太平天國の如く、單に驅除光復を以て自任し、此の外轉移するところなかりき。我等の今日は前代と異り、韃虜を驅除し中華を恢復するの外、國體民生も尙ほまさに變更すべし。經緯萬端なり



と雖も、要するに其の一貫の精神は、則ち自由平等博愛なり。故に前代は英雄革命にして、今日  
は國民革命なり。所謂國民革命とは、一國の人皆自由平等博愛の精神ありて、革命の責任を負ふ  
ものにして、軍政府は只だ其の機關たるのみ。自今以往國民の責任は即ち軍政府の責任にして、  
軍政府の功は即ち國民の功なり。故に軍政府と國民とは同心戮力以て責任を盡すべきなり。茲に  
腹心を披露し、今日の革命の大經と將來治國の大本とを天下に布告す。

(一) 韃虜を驅除す。今日の滿洲はもと塞外の東胡なり。昔明朝に在りて屢々邊患をなし、後中國  
多事なるや長驅入關して我が中國を滅ぼし、我が漢人を其の奴隸となし、従はざる者は殺戮億  
萬、我が漢人は亡國の民となること茲に二百六十年なり。滿洲政府の窮凶極惡は、既往に貫盈  
せり。義師の指すところ彼の政府を覆へし我が主權を還さしめん。其の滿漢軍人等にして、若  
し悔悟來降せば其の罪を免れしめん、敢へて抵抗する者あらば殺して赦すなからん。漢人に  
して滿奴漢奸となるものも亦斯の如からん。

(二) 中華を恢復す。中國は中國人の中國なり。中國の政治は中國人之に任すべし。韃虜を驅除  
せる後は我が民族的國家を光復せん。敢へて石敬瑭、吳三桂の所爲を爲すものあらば、天下共  
に之を撃たん。

(三) 民國を建立す。吾人は平等革命の趣旨によりて民國政府を建立せんとす。凡そ我が國民は  
皆平等にして、皆參政權あり。大總統は國民より共舉し、議會は國民公舉の議員を以て之れを  
構成し、中華民國の憲法を制定して、人々共に之を守らん。敢へて牽制を自から爲さんとする  
者あらば、天下共に之を撃たん。

(四) 地權を平均す。文明の福祉は國民平等に之を享くべきものなるを以て、社會經濟組織を改  
良し、天下の地價を核定すべし。其の現有の地價は仍ほ原主に屬するも、革命後社會改良進歩  
による増加は、國家に屬せしめて國民の共に享くるところと爲し、社會的國家を肇造し、家給  
し人足り、四海の内一夫も其の處を獲ざるなからしめん。敢へて壟斷して國民の生命を制する  
ものあらば衆と共に之を棄てん。

右の四綱は、其の處分の序を三期に分ち、第一期を軍法の治とす。義師既に起り各地反正し、  
土地人民は新に滿洲の羈絆を脱す。敵に臨む者は宜しく敵愾を同じうすべく、内は族人に答揖し、  
外は寇仇を禦ぐべし。軍隊と人民とは、同じく治を軍法の下に受け、軍隊は人民の爲に力を戮し  
て敵を破り、人民は軍隊の需要を供し、及び其の安寧を妨げざるべし。既に敵を破れる地方、及  
び未だ敵を破らざる地方の行政は、軍政府之を總攝し、次第に積弊を掃除す。政治の害、即ち政



府の壓制、官吏の貪婪、差役の勒索、刑罰の殘酷、徵稅の橫暴、辦髮の屈辱等の如きは、滿洲の勢力と同時に之を斬絶し、風俗の害、即ち奴婢の畜養、纏足の殘忍、鴉片の流毒、風水の阻害等の如きも亦一切之を禁止す。軍法の治は每一縣三年を以て限りとなし、其の未だ三年に及ばざるも、既に成效あるものは、皆軍法を解いて約法を布く。

第二期は約法の治となす。每一縣既に軍法を解きたる後は、軍政府は其地の人民に地方自治權を附與す。地方議會議員及び地方行政官は、皆人民より選舉す。凡そ軍政府の人民に對する權利義務、及び人民の政府に對する權利義務は、悉く約法に規定し、軍政府と地方議會及び人民は皆之を遵守すべし。法に違ふ者あれば、其の責任を負ふ。天下平定後六年を限りとして、始めて約法を解いて憲法を布く。

第三期は憲法の治となす。全國約法を行ふこと六年の後、憲法を制定し、軍政府の兵權行政權を解き、國民は大總統を公舉し、議員を公舉し、國會を組織し、一國の政事は憲法に依りて之を行ふ。

此の三期、第一期は軍政府が國民を督率して舊汚を掃除する時代、第二期は軍政府が地方自治權を人民に歸し、而して自から國事を總攬する時代、第三期は軍政府が權柄を解除し、憲法上の

國家機關が國事を分掌するの時代にして、我が國民をして序に循つて進み、自由平等の資格を養成せしむるものなり。中華民國の根本はみな茲に在つて存す。

以上の四綱三序に遵ひ、軍政府は國の爲に戮力し、失信矢忠終始渝らざるべし。深く信ず我が國民は堅忍以て公に大業を成すべきを。漢族の神靈は久しく四海に焜耀せしが、近來邦家多難にして、困苦百折せり。今光復の時に際し、人々其の精神を發揚せんことを祈る。我が漢人は同じく軒轅の子孫にして、國人の相視る、皆伯叔兄弟諸姑姉妹の情あり。従つて一切平等、貴賤の差、貧富の別あるなく、休戚を共にし、患難相救ひ、同心同德、保國衛種を以て自任すできなり。戰士其の命を愛せず、閭閻其の力を惜まざれば、革命成るべく令政立つべし。願くば我が四億人之れを勉めよ。

## 第二章 軍政府と各地の民軍との關係

第一條 各地の國民軍には、夫々一都督を置き、義舉の首領を以て之に任す。

第二條 軍都督は軍務管掌の全權を有し、時宜に應じて事を行ふの權利を有す。

第三條 重大なる外交に關しては、軍都督は軍政府の命を受く。



第四條 國體の制定に關しては、軍都督は軍政府の命を受く。

第五條 國旗、軍政府宣言、安民布告、對外宣言等に關しては、軍都督は軍政府の規定に依り、變更することを得ず。

第六條 土地の攻略、兵站等の事に關しては、軍都督は軍政府の規定に依り、只機宜を參酌して變更處理することを得。

第七條 以上の各條は軍政府と軍都督と、未だ交通來往せざる以前の規定にして、來往可能となりたる後は、別に規則を設けて之を處理す。

### 第三章 軍隊の編成

第一條 八人を以て一排とし、八人中に排長一名、副排長一名を置く。計八人。

第二條 三排を以て一列とし、外に列長一名を置く。計二五名。

第三條 四列を以て一隊とし、外に隊長一名、副隊長二名、信號旗手二名、喇叭手二名を置く。計一〇八人。

第四條 四隊を以て一營とし、外に營長一名、副營長二名、軍鼓樂手八名、營旗手三名、主計一

名、書記一名を置く。計四八八人。人夫及び火夫は計上せず。

第五條 四營を以て一標とし、外に標統一名、副標統二名、參謀六名、傳令二二名、主計一名、書記二名を置く。計一八一六名、砲隊一、工隊一、輜重隊一、醫隊一。

騎、砲、輜、醫各隊の編制は、軍政府の制定以前に在つては標統之を定め、旅團以上は將來軍政府に於て之を制定す。

### 第四章 將官の等級

- 第一級 第二級 第三級 第四級 第五級 第六級 第七級 第八級 第九級
- 都督 副都督 參都督 都尉 副尉 參尉 都校 副校 參校

### 第五章 軍人の俸給

- 步兵 每月銀 十元
- 副排長 十五元
- 排長 二十元



各隊の信號旗手及び喇叭手  
各營の軍鼓樂手及び營旗手

列長	十五元
副隊長	二十元
隊長	四十元
營主計、書記	六十元
副營長	百元
營長	百元
標傳令	二百元
標主計、書記	三百元
參謀	三百元
副標統	二百元
標統	四百元
騎兵隊、砲兵隊、醫隊、輜重隊、及び人夫火夫等の俸給は、軍政府に於て決定する迄は、其の標	五百元

統之を定む、旅團長以上の俸給は將來軍政府に於て之を定む。

## 第六章 戦士の行賞及び撫恤

### 第一節 行賞

#### 第一條 大功

- (イ) 率先して義兵を起せし者は、其の招集せし人数の多寡に應じて順位を定む。
- (ロ) 城鎮郷村を攻取せし者は、其の占領地の險否廣狹及び戸口の多寡を以て順位を定む。
- (ハ) 敵軍を勦破せし者は、其の敵軍に對する、武力破壊の程度を以て順位を定む。
- (ニ) 城鎮郷村又は敵軍を降服せしめし者は(ロ)及び(ハ)に同じ。
- (ホ) 城鎮郷村の軍隊を率ゐて來り投降せる者は(ロ)及び(ハ)に同じ。
- (ヘ) 城鎮郷村を防守して、敵軍を撃退せる者も(ロ)及び(ハ)に同じ。

#### 第二條 功

- (イ) 敵數人を殺して其功顯著なる者は、敵の多寡に應じて順位を定む。
- (ロ) 敵軍を俘虜とせる者は(イ)に同じ。



(ハ) 敵軍の糧食、兵器又は馬匹を奪ひたる者は、其の數量品質に應じて順位を定む。

(ニ) 敵情を探索報告し、危険を冒して實績を挙げたる者は、其の關係の輕重に應じて順位を定む。

(ホ) 奮戦力闘せる者。

(ヘ) 本軍の將士を救援し、危険より脱せしめたる者。

(ト) 在營一年、能く紀律を守りたる者。(年限に應じて順位を上げ)

以上各項の大功又は功を樹てたる者は、軍政府の議定に依つて賞を與ふ。

戦士獎勵の意味に於て、軍都督には隨時行賞の權あるものとす。

第三條 兵たりし者には、革命完成の曉は、全部賞與として本人の現俸に準じて、終身年金を給與す。

#### 第二節 撫恤

第一條 交戦によつて負傷し、不具廢疾となりて働き得ざる者には、退役後、本人の現俸に準じて終身恩給を與ふ。

第二條 従軍戦死したる將校下士卒の父母妻子には、毎月生活費及び養育費を給し、父母及び妻

には終身之を給與し、子女には二十歳に至る迄給與す。給資の額は兵士にあつては、其の樹てし功勞の多寡によつて定め、將校にあつては其の官職の高下によつて定む。

### 第七章 軍則

第一條 號令を聽かざる者は殺す。

第二條 謀叛せし者は殺す。

第三條 敵に降り又は捕へられし者は殺す。

第四條 軍情を敵に密告せる者は殺す。

第五條 軍情を漏洩せる者は殺す。

第六條 戦線に於て退却せる者は殺す。

第七條 戦場に於て敗走せる者は殺す。

第八條 流言蜚語を傳布せる者は殺す。

第九條 密に逃亡せる者は殺す。

第十條 勝手に掠奪せる者は殺す。



- 第十一條 婦女を強姦せる者は殺す。  
第十二條 良民を焚殺したる者は殺す。  
第十三條 外國人を殺し、教會を焼き、又は破壊せる者は殺す。  
第十四條 沒收又は無理買ひをなしたる者は、情狀酌量の上處罰す。  
第十五條 私鬪殺傷せる者は情狀酌量の上處罰す。  
第十六條 兵器又は軍資金、糧食等を遺失せる者は、情狀酌量の上處罰す。  
第十七條 敵の兵器、糧食又は軍資金を奪ひて匿し、報告せざる者は罰す。  
第十八條 私に良民の家宅に侵入せる者は罰す。  
第十九條 竊盜せる者は罰す。  
第二十條 賭博せる者は罰す。  
第二十一條 阿片を吸飲せる者は罰す。  
第二十二條 酒亂兇行せる者は罰す。

## 第八章 招軍規定

- 第一條 國民軍の軍人を志願する者有る時は、通常十八歳以上四十歳以下の者を以て合格とす。  
第二條 國民軍の軍人となりたるものある時は、入營の始め誓約書を提出して宣誓せしめたる後、軍約を受取り、誓約書と軍約の本人の姓名の下には、夫々左手の親指の拇印を押し、以て眞偽認別の證據となす。  
第三條 清朝の兵勇にして、國民軍に投降し來たりたる者有る時は、招降條件に準じて取扱ふ外、全部入營の當初、誓約書と軍約とを提出せしむ。

## 第九章 誓約書及び軍約款の形式

### 中華民國國民軍誓約書

中華民國國民軍に入隊し、軍人となりたるを以て、本日茲に誓約すること次の如し。

姓 名

第一、國民軍の主旨を遵守し、韃虜を驅除し、中華を恢復し、民國を創立し、地權を平均せんが爲に、終始一貫忠信を盡して變らざるべし。



第二、國民軍の軍律に服従し、若し違犯することあらば、甘んじて罪罰を受くべし。

年齢 本籍

姓

名  
左手親指  
の  
拇  
印

天運 年 月 日

字 隊 第 號

中華民國國民軍軍約

- 一、國民軍軍人に對する行賞撫恤等は、悉く革命方略に従つて施行す。
- 二、月俸の額は軍都督の決定に依り、其の軍人となりたる日より起算して計算し、軍政府成立後之れを發給す。
- 三、各兵の食糧衣服其他の必需品は、全部兵站部に於て支給す。

姓

名  
左手親指  
の  
拇  
印

天運 年 月 日 受領

### 第十章 清兵招降條件

中華民國の國民軍は、滿清を驅逐して中國を光復するものなり。爾等清朝の兵士たる者は、自己が漢人なることを思ひ、須く中國の爲に功を樹つべきものにして、滿人の爲に替つて死すべきに非ず。今軍政府の命を奉じて爾等を招降す。其の條件左の如し。

- 一、兵器を携へて來り投降する者は、第一位の功勞者とし、兵器の代價の四倍を賞與として、將來軍政府より支給す。(原價二十五元ならば百元の賞與を給す)
- 二、投降後は普通兵士と同様に待遇し、毎月俸給銀十元を支給し、衣服食糧等は別に之れを支給す。

- 三、功又は大功を樹てし者は、軍政府に於て論功行賞をなし、戰位と俸給とを上げ。
- 四、革命成就の曉は、兵士には其の本人の現俸に準じて、終身恩給を與ふ。
- 五、投降者にして年老ひて働き得ざる者には、軍政府より扶助料を支給す。
- 六、交戦の結果負傷して働き得ざる者には、退役後本人の現俸に準じて終身恩給を給與す。
- 七、從軍戦没したる者の父母妻子には、毎月扶助料又は養育費を給與し、父母及び妻は終身、子



女は二十歳迄とす。給費の多寡は其の功の大小に依つて定む。  
八、降らざる者は殺して赦すことなし。

## 第十一章 地方攻略規則

一定の地を攻略したる場合は、嘗つて滿洲の勢力の及びし所も、上は省城より下は州縣に至る迄、全部我が軍政府の権力下に歸屬するものとす。

### 第一節 略地の區別

(イ) 我軍が攻取したるもの。

(ロ) 義民の呼應によるもの。

(ハ) 敵の文武官が投降し來りたるによるもの。

### 第二節 土地を攻略せる場合の處置法

#### 第一 我軍が攻取せる場合

(イ) 攻取せる城鎮の營壘に、國旗を樹てて軍威を宣揚す。

(ロ) 城鎮に入りたる當初、暫時居民の往來を禁止する旨の命令を下し、兵士を派して通路を防

備監視せしめ、一兩日後、安民局を設置し、戸毎に免狀を發給して始めて通行を許可す。

(説明) 之れ入城の初めには人心未だ定まらざるを以て、暫時往來を禁じ、一つには軍隊の行動配置に使ならしめ、又一つには奸民の機に乗じて奪掠するを防ぐなり。

(ハ) 清軍の兵器及び貯藏の糧食を全部納付せしめ、我軍に於て之を管理保管す。

(説明) 清は既に戰鬥力を失ひたるも、其の貯藏の兵器糧食は後患を残す憂ひあるを以て、嚴令して必ず我軍に納付せしむるなり。

(ニ) 府の金庫、官營事業關係書類、官印、文書等に封印し、其の散失を防ぎ、取纏めて安民局に於て保存し、府金庫及び官營事業關係のものは兵站部に於て保管す。

(ホ) 監獄を破りて囚徒を保釋し、義軍の至れる所以を論じ、清朝の殘刑峻法は一切之を廢止す。之れ諸囚の中には罪なくして禍を被りたる者有るを以て、皆其の自由を復せしめ、罪有る者も法令自ら新となりたるを以て、永く苛法の苦しみを受けざらしむるなり。

(ヘ) 縣毎に安民局を設け、局長一名、局員十名、顧問十名を置き、局員には國民軍の軍人又は地方紳士を之に充て、均しく局長の命に聽く。

局には巡查若干名を雇用することを得。其の人数は其の地方の大小によつて之を定む。



安民局の事務の中、急を要するもの次の如し

(A) 安民布告を印刷し、夫々人の集る地點に貼付し、人民をして我軍隊の大勝を知らしむ。  
(B) 街路の方向に循つて東より西へ、北より南へ、各街を左右に分け、番地符を作つて戸數を統計す。

(C) 毎戸に通行免狀一枚を發給し、一枚に付一人の通行を許し、夜外出する者は、必ず燈火と通行免狀とを携帯し、違反せる場合は其の家族の連帶責任とす。

(D) 安民局は人員を派し、百戸長、分局長等と共に戸口を調査し、各戸の正確なる家族數を調べて戸籍簿を編纂す。

(E) 住民にして兵事の爲に流離し、住所を失ひたる者ある時は、法を設けて之を安住せしむ。

(F) 若し敵の間諜となりて、我軍の行動を妨害せる者ある時は、捕へて軍部へ送りて處罰し強盜又は匪徒ある時は、重ければ軍部に送り、輕ければ安民局に於て夫々處罰す。

(G) 巡查を巡回せしめて火警に當らしめ、引火し易き物件を貯藏しある場合は、特に注意せしむるを要す。

(ト) 兵站部を設く。別則参照。

(チ) 我軍到りて直に降りたる官吏は、其の一身と家とを保護し、軍營に留らんことを願ふ者は、本人の才器を量つて之を使ひ、歸郷を願ふ者には、十分なる旅費を給して保護歸省せしむ。抵抗し力盡きて後初めて降りたる官吏は、纔に死を免れしめ、降らざる者は殺す。

(リ) 精壯なる地方の壯丁を招集し、軍隊編製の法に準じて此等を軍隊に編入す。

(ヌ) 地方の地勢と情勢とを考察し、夫々防備をなす。

(ル) 軍政府又は附近の大軍に通報し、派員し來りて引續きをなしたる後、新政を布く。

#### 第二項 義民の呼應に依れる場合

義民にして呼應せる者は、必ず該地の地方官を誅戮するか、又は捕へて我軍の軍營に送り來り、之を以て呼應の實證となすを要す。

義民が呼應して我軍に投じ、之に對して我軍より派兵前往せしめたる際の處置方法次の如し。

(イ) 國旗を樹つ。詳細前記。

(ロ) 官印、文書及び官營事業關係書類等の検査押收。詳細前記。

(ハ) 安民局を設く。前記の通り。

(ニ) 兵站部を設く。



(ホ) 義民を軍隊に編入し、義軍と同様之を優待す。

(ヘ) 適宜防備す。前述の通り。

(ト) 大營に通報す。前述の通り。

### 第三項 敵の文武官が反正投降し來りたる場合

投降の文武官は、其の官印及び文書を、永久降伏誓約書と共に、我軍の軍營に提出し、以て投降の確證となす。

斯る投降者ありて、該文武官が我軍に來り投じたる場合は、軍隊より派員し、該地の地方官と協同して政務を處理し、軍政府の引繼ぎを待つて、新政を改布す。

投降の文武官には、前俸給の倍額を給與し、若し其の才にして用ふ可きものある時は、別に之を任用するものとし、斯る場合の官俸は前記の限りに非ざるものとす。

## 第十二章 兵 站 規 則

### 第一節 因 糧 局

第一條 各軍に因糧局(註、兵站部)を設け、専ら兵站の事を司らしむ。

第二條 因糧局に於ける兵站の標準は、毎日十人を以て一兵を養ふこととし、駐兵地の人口の多寡によつて駐屯兵の數を決定す。

第三條 因糧局には沒收帳、購買帳、債券帳、納金帳等を置くを要し、沒收帳の外は皆申告書の形引をとつて分類處理するを要す。

### 第二節 軍需品取扱法

#### 第一項 沒 收

(イ) 一切の官營事業

(ロ) 軍政府に反抗する滿洲官吏の財産

(ハ) 軍政府に反抗する人民の財産

(ニ) 以上の三種は因糧局に於て帳簿を作り、沒收物件又は財産を文武別に區別記入して整理す。  
第二項 購 入

(イ) 所管区域内の一切の軍用に供し得る物貨を、代價を拂つて購入貯藏し、以て隨時の用に備ふ

(ロ) 物貨購入に現銀不足の場合には、先づ其の價額と代銀支拂の期日とを記載しある軍用一覽拂手形を、因糧局より給與し、若し期限を過ぎて現銀の支拂不可能なる場合は、期限満了の日



より起算して、毎週五厘の利息を計上するものとす。

(ハ) 物貨の所有者は、其物の購入に對して抗違し得ず。

### 第三項 現銀借用及び義捐

(イ) 駐軍せる際、其地の人民に資産有る者ある時は、現銀を借用して軍需に供することを得。

但し借款後因糧局より債券を發給し、其の券面には債權者の姓名、本籍、現住所及び借款せる時日を記載し、捺印の上債權者に交付して證據となすものとす。而して債券發給の日より起算し、遅くとも六ヶ月以内には因糧局より該現銀を償還するものとし、六個月を経て猶ほ償還せざる時は、期限満了の日より起算して、毎週二厘の利息を加算するものとす。

(ロ) 所轄地内の住民に、一萬元以上の資産を有する者ある時は、因糧局の命令により、其の十分の一を醸出して軍需に供せしめ、五萬元以上の者は十分の二、十萬元以上の者は十分の三、五十萬元以上の者は十分の四、百萬元以上の者は十分の五、千萬元以上の者は同じく十分の五を醸出するものとす。

(ハ) 因糧局の認定に依り、借款又は義捐の相手と定められたる者は、之に對して抗違することを得ず。違ふ者は處罰す。

## 第十三章 軍用票

第一條 軍用票發行局を設け、因糧局に附屬せしむ。

第二條 各軍は其の収入財産の額を計算し、之を軍用票發行局に報告して、軍用票を發行することを得。

第三條 軍用票の發行額は、前項報告数の倍額を以て限度とす。

(説明) 例へば軍の収入財産が銀十萬元なりとすれば、軍用票の發行額は二十萬元となる。

此の定額を越えて發行する時は、現銀を代表せざることとなり、票の信用を失墜する恐れあり、發行愈々多くして此の弊愈々大となるを以てなり。

第四條 軍用票發行局には發行員五名以上を置き、軍都督之を任命す。

第五條 軍用票發行局には監査員十名以上を置き、最も巨額の債權者又は義捐金醸出者を之に任す。

第六條 發行員は、局中の一切の交換事務を專管す。

第七條 軍用票發行の際には、先づ監査員に通知して會議を開きて決議するを要し、監査員は軍用



票の數を調査し、其の數が第三條の規定に抵觸せざる場合は、其の發行を認可し、然らずして濫發の恐れある時は認可するを得ず。

(説明) 濫發の幣に就きては既述せるも軍需急を要する際は往々之れ有るを免れず。従つて發行局の制度は精密ならざる可からず。故に發行員の外に監査員を設け、此の監査員には其の地方に於て最も利害關係ある者を任命するなり。蓋し軍隊の財は之を地方に取り、之に對する軍用票の發行は地方財政と最も大なる關係を有し、就中債權者、義捐金醸出者等、會つて軍資の負擔をなしたる者は、皆此の種濫發によつて損失を蒙ること頗る多きを以て彼等の内負擔の最大なる者十名を監査員とし、軍用票の發行には、必ず彼等の許可を得る必要あるものとし、以て弊害の發生を阻止するなり。

第八條 發行員は監査員の認可を経ざれば軍用票を發行し得ず。

第九條 監査員會議の決議として、軍用票の定額以上の發行に反對したる場合は、軍都督も之を發行し得ず。

第十條 軍用票は每一枚の銀額最高百元を超過し得ず、又最低一元を下り得ず。

第十一條 軍用票の形式左の如し。(原文)

國 旗	
軍 某軍軍事用票發行局	事 用 票
天 運	年 月 日 押
圓 正	

第十二條 軍用票は夫々額面通り通用せしむるを要し、額面以下に使用するを得ず。

第十三條 軍用票發行後、軍政府と該軍と會合せる場合、軍政府は該軍發行の票數を調査し、若し第三條の定額と符合せる場合は、軍政府は流通しつつある軍用票を現銀と交換して回收す。

(説明) 軍用票は、發行後は現銀と同様市面に於て流通するも、其の本體には眞價なく、只だ現銀を代表するに過ぎざるを以て永續し得るものに非ず、必ず回收の法を設くる要あり。且つ軍需浩繁なる際、其の軍隊の威力の及ぶ範圍内に於てのみ使用し得るものにして、他方外國との交渉には全部現銀を用ひざる可らざるを以て、常に現銀を準備して人民の兌換に應ずることは、頗る困難なるのみならず、軍政府との會合後、其の力を以て回收する際



も、所發の軍用票が定額以上なる場合は、軍政府は斯の如き濫發による穴を補填し得ざる  
こととなるを以て、惹いては財政の紛亂を招來する危険あり。慎まざる可からず。

第十四條 軍政府の發令後に於ては、人民は軍用票を額面相當の現銀に兌換することを得。其の  
詳細なる規則は、軍政府に於て臨時之れを定む。

第十五條 我軍の到りたる地方にては、清政府の發行せる銀紙幣は一概に之れを廢紙となす。

第十六條 軍中の義金醸出に當りては、該醸出者は、軍用票を因糧局に納付するを要し、現銀を  
納付することを得ず。

(説明) 軍用票を市面に流通せしめんが爲には、必ず此の方法を用ふるを要す。例へば醸出  
者が十萬元を醸出するが如き場合、其の納付を必ず軍用票を以てせしむれば、自然現銀を  
軍用票と兌換せざるを得ざることとなり、必ず軍用票流通の勢を招致することとなる。然  
らざれば發行局に於て發行するも、人民は之れを使用せず、自然軍用票は其の效力を失ふ  
に至るべし。

## 第十四章 安民布告

天運歲次 年 月 日 中華民國軍軍都督

軍政府の命を奉じ、茲に布告して民を安んず。軍政府は今日始めて我國民伯叔兄弟諸姑姉妹と、  
光天化日の下に相見ることを得たり。之れ二百六十年來我が漢人未だ有らざるの快樂、未だ有ら  
ざるの慶幸たり。軍政府にして此の力量有りて能く滿洲政府を打破し得たる所以は、悉く之れ我  
が漢族列祖列宗の神靈、默佑相助して、中華の祖國を恢復し、以て今日有らしめたるによる。

軍政府の主旨は第一に民の爲に害を除くに在り。大害去らざれば大利興らず。故に此害を除く  
を以て目前第一の急務となす。我が國民は滿洲政府の束縛を脱し、滿洲政府の人民に對する總て  
の壓制手段と、專制不平等の政治と、暴虐殘忍の刑罰と、苛斂誅求と、其の虎狼の官吏とを除去  
し、再び彼等をして暴威を振り、餘毒を流すこと勿らしむるを要す。此種の思想は中華四億の民  
の均しく具有する所なるを以て軍政府は先づ第一に擧兵して驅除に力を致せり。之れ國民思想を  
代表せるものなり。故に所謂中華國民政府なるものは國民の之が責を負ふべきものにして、國民  
の責任は又軍政府の責任、軍政府の功勞は即ち國民の功勞たり。此の故に軍政府は國民との同心  
協力を願つて終始變らざるものなり。軍政府の行動には悉く規律あり。軍隊の過ぐる所、國民は  
決して侵害されず。此の故を以て我が國民は必ず猜疑驚恐すること無く、士は常の如く求學し、



農は常の如く耕種、工は常の如く作業し、商は常の如く買賣し、老幼男女も亦常の如く家居に安んぜよ。若し軍隊中の兵士に不法なる者ありて、我が國民を侵害せば、之れ眞に同胞の賊たるを以て、害を受けし人民は直に軍營に來りて訴ふべし。軍政府は必ず法を盡して之を懲罰せん。而して國民に不肖の者ありて、滿洲に私通し、又は其の間諜となり、軍の行動を妨碍するが如きことあれば、之れ亦同胞の賊なるを以て、軍政府は實情を調査して必ず之を懲罰すべし。之を要するに軍政府は同胞の爲に力を致すものにして、斷じて我が國民を損ふの理無し。國民既に軍政府の主旨を明白に諒知せる上は、當に安堵して恐るること勿れ。今日軍政府と國民と相見るの始めに當り、茲に親愛なる同胞に布告して之を知らしむ。

## 第十五章 對 外 宣 言

中華國民軍は命を奉じて異族の專制政府を驅除し、民國を建立し、同時に益々友邦各國との陸誼を敦うし、以て世界の平和を維持し、人類の福祉を増進せんとするものなり。

國民軍の對外行動に關する宣言次の如し。

第一條 中國以前に於て、各國との間に締結せられたる總ての條約は、皆繼續して有效なるもの

とす。

第二條 賠償金と外債とは、舊の通り之を認め、且つ負擔するものとし、各省の海關に於て數の如く償還するものとす。

第三條 外國の既得權利は總て之を保護す。

第四條 軍政府の占領せる城内に居住する外國人の生命財産は之を保護す。

第五條 清政府と各國間の條約及び清政府の各國に許與せし權利、又は各國より借款せる國債等にして、本宣言後に成立したるものは、軍政府は一切之を承認せず。

第六條 外人にして清政府を援助し、國民軍の政府を妨害する者ある時は、總じて之を敵と見做す

第七條 外人にして、若しも清政府に戰爭の爲に使用し得る物品を供給する者ある時は、悉く搜索して之を沒收す。

## 第十六章 滿洲將士招降布告

天運 年 月 日 中華國民軍軍都督



軍政府の命を奉じ、我が國民にして滿洲政府に強制せられて其の軍の將校又は兵士となれる者に布告す。惟ふに我等は皆中國人なり。而も今一つは中華國民軍の將士となり、一つは滿洲政府の將士となる。情誼より論ずれば兄弟なるも、地位より論ずれば仇讐たり。更に心事よりすれば、同じく滿洲政府の壓制を受くるものなるも、一つは奮激して起ち、一つは隱忍して發せず。即我等は反對の地位に立つも、情誼共に在りて、心事亦合せざる無きものたり。此故に今日以後兄弟の情誼を斷ち、變じて仇敵となると、仇敵より還りて兄弟の情を復すると、皆之れ滿洲將士たる我が國民の自ら擇ぶべきものたり。

國民軍起りてより、檄を天下に飛ばし、民族主義と國民主義との眞價は炳として日月の如く、凡そ國民たる者は皆慷慨激昂せざるなし。而して我が國民軍は國民を以て組織し、國民の心理を代表し、國民に代つて其の責任を負ひ、主義を以て集合するものにして、私人の號召せしものに非ず。故に民の之に歸すること、水の低きに就くが如し。我が國民にして滿洲將士たる者は、其の本心に依るに非ずして滿洲朝廷の爲に強制せられ、已むを得ざるの結果に出でたるものなり。然るに今や滿洲政府は漢人を以て漢人を殺すの手段に出んとし、勢を驅つて國民軍に敵對せんとしつゝあり。我が國民たる者願くば之を思へ。中國人にして滿洲の兵となりて、中國人を殺すを

職となすが如き者も、心を撫して自問せば必ずや能く動き得ざるべし。我が國民よ、滿洲の爲に盡力するを國に報する所以となすこと勿れ。中國の滿洲に亡ぼさるるや既に二百六十餘年の久しきに亘れり。我が國民にして愛國心有る者は、必ず當に滿洲を撲滅し、以て祖國を恢復せざるべからず。然るに却つて滿洲の爲に盡力し、甘んじて仇讐に事へて祖國を敵となす者は、其の身奴隸にして、其の心梟獍たり。豈人心有る者の能く忍ぶ所ならんや。更に我が國民よ、既に滿洲の祿を食むを以て、事ふる所に忠なるべしと謂ふこと勿れ。もと中國は中國人の中國なりしを、滿洲の爲に奪はるるに及んで、中國人の財賦を收めて中國人の死力を買ふに至れるなり。故に中國人が力を滿洲に致して其の祿を食むは、譬へば家財を強盜に奪はれ、而も其の強盜の爲に服役して賃銀を求むるが如し。境遇悲惨なれば行爲も亦賤し。此故に我が國民にして滿洲の將士たる者は、須く大義を以て自ら持し、身を滿洲政府の下に託するは、一時の束縛なるを知り、常に離脱獨立の志を抱くべし。今我が國民軍大いに起るの日に際し、當に戈を倒にして滿洲政府に向ひ、國民軍に合して一體となり、以て國民の本分を誤らざるべし。

彼の滿洲五百萬の民族が、四億の漢人を壓制して能く安閑として二百六十年の久しきに至り得たる所以は、決して彼等の能力が之を爲し得たるに非ずして、只だ我が中國人が大義を知らずし



て、之が爲に力を盡し、自ら同種族を殺したるによるものなり。試みに觀るに、滿人の入關以來、彼等は漢人の義兵を擧ぐるに遇へば、常に漢人を用ひて之を勦平し、死屍野に盈ち、流血河を成し、斯の如きもの皆漢人自ら相屠戮したる結果にして、滿人は損傷を蒙ることなかりしなり。其の大なるものを擧ぐれば、嘉慶年間漢人王三槐等義兵を擧げ、四川、湖南、湖北、陝西の諸省相次いで響應し、滿洲政府危険となるや、八旗の兵は風を望んで潰走し、禁旅駐防の各兵皆用ふ可からざる時に當り、綠營の兵を重用して民軍を招募し、漢人楊遇春、楊芳等之が爲に力を致し、同胞を屠殺して死者無數に上り、竟に川湖陝の諸省を滿洲の主權下に復歸せしめ、更に又咸豐年間に於ける太平天國の如きは、廣西より起り、羸ちて東南諸省を攻服し、西北には張樂行等の風馳雲捲するあり、天下既に滿洲の有に非ずと思惟せられ、其の都師大臣賽回阿和春も既に一敗地に塗れて如何とも爲し難き時に當り、漢人曾國藩、胡林翼、左宗棠、李鴻章等は、湘軍淮軍を統つて太平天國と相殺戮し、斯くすること前後十二年、漢人相屠戮して殆ど盡き、滿人重ねて中國に安座することを得たり。此の百年來の事は、我が父老子弟の皆よく知る所なり。漢人義兵を起さざれば則ち已む。苟も義兵を起さば、滿洲人の能く敵する所に非ざるは至明の事なり。只だ最も恨む可きは、同じく漢人にして、同じく滿洲政府の下に生き、同じく亡國の民となりて猶も恥辱と

なせず、人の爲に爪牙を磨いて自ら骨肉を殺すことなり。彼の楊會胡左李の諸人の如き、何の心有つてか、存す可かりし祖國を亡し、同胞に自由を與ふることなくして、重ねて之を奴隸たらしめしか。此等の諸役以後、滿人は漢人を以て漢人を殺すの最上策たるを知り、近時革命を恐れ、日に天下の兵權を收めんと謀り、滿人を統御に任じて漢人を驅役に供し、一旦事有りて戈をとつて敵前に血を流す者は皆漢人なるも、行賞に與る者は則ち滿人なり。我が國民にして滿洲の將士たる者は、苟も身の中國人たるを思はば、異族を助けて同胞を殺すは天地の容れざる所なるを知るべし。且つ我が國民にして滿洲を助くるは、國家の罪人たるのみならず、一身の計よりするも利する所無きなり。蓋し滿洲の漢人を待つや奴隸と同一視するに過ぎず。之が爲に死力を盡すも毫も憂惜せず。嘉慶年間、川湖陝の役に於て、綠營兵と民兵とは功を樹つること最も多かりしも、事後上賞を受けしは八旗にして、綠營の諸將は僅に餘唾を沾したるに過ぎず。民軍の如きは解散後、窮困寂寞、半世兵となり、戦功は盡く八旗の冒す所となり、口糧も亦上官に控除され、出營後は商工等の諸業にも久しく既に疏かりし爲、衣食を謀るに法無く、窮して盜と爲りて殺戮され、蒲大芳等は怨みを抱いて亂をなし、楊遇春等は其の戦功を思ひ、甘言を以て誘つて之を降伏せしめしに、滿洲政府は震怒して楊を黜け、彼をして蒲大芳等を率いて伊犁に遠征せしめ、其後



密かに人をして蒲大芳等數百人を盡く殺し、一人も脱し得る者なかりき。更に咸豐同治の間、湘軍は十八省に遍く、至る處敵を殺戮し、敵軍既に盡きて湘軍解散するや、其の兵士等は食糧を控除されて飢寒に苦しみ、最も豊なる者も三ヶ月の食糧を支給されしに過ぎず。家に歸らんとして旅費なく、竟に他省に流離して終身父母妻子と相見ず。而も他省の人も其の兵となりて殺人を事としたりし爲、之を畏るること蛇蝎の如く、見て以て仇讎となし、其の落魄せるを見て流民なりとして之を斥け、爲に窮して歸る所無く、相集つて會を結んで互に扶助するや滿洲政府は又其の結黨を惡み捕へて殺戮せる者擧げて數ふ可からず。此故に川湖陝の凶事終りを告げたる後は、民軍は全く其の所を失ひ、太平天國既に覆るや、湘軍は悉く歸する處無し。之を以て滿洲政府の人を用ふるや、農夫の牛を使ふが如く、其の力既に盡くれば殺して之を烹、毫も人性の相待つべきものなきを知るなり。蓋し同胞を以て同胞を殺すは、天下至賤の事にして、只に萬國の鄙笑する所たるのみならず、同胞の均しく切齒する所にして、滿洲人も未だ嘗て之を賤視せざること無し。即彼等滿人は漢人の相殺戮することを以て、種族の特性となし、永久に奴隸たることに甘んぜしめんとし、爲に漢人を侮蔑し、之に對する態度は刻薄を極め、身は重鎮に居りて屢々戦功を樹つるも、偶々廷旨に遇へば、漢人なるの故を以て討伐の兵は立ちに至り、其他の漢人將校も文官の

叱咤驅使を受くること奴僕よりも甚しく、兵士に至つては、受くる所の給料を以てしては餬口を凌ぎ難く、一度戦事あれば、其身の敵に死せざるを責めて、之を視ること蟲蟻の如し。而も世人は滿洲の刻薄寡恩にして、毫も軍人を重んぜざるを見て、徒に嘆息痛恨するのみ。惟ふに歐米各國及日本の軍人を尊重するは、彼等が其國の爲に力を盡すが故にして、之が爲にこそ軍人の名譽と、軍人の身分とは皆社會の誇りとする所たるなり。而も滿洲の中國人を用ひて兵とするは、之をして國家の干城たらしめんとするに非ずして、自家の賊を防がんとするに過ぎず。故に其の軍人は仇讐を擁護するを以て天職とし、同種族を殺戮するを以て功と爲す。之れ禽獸に等しき行爲にして、世人の均しく與せざる所なり。我が國民にして滿洲の將士たる者は、若し猶人心あらば、當に勸告を待たずして決然戈を倒にして正に反り、惟だ其の速かならざるを恐るべし。何ぞ遲徊審顧するを用ひんや。或は國民軍の主旨を誤解し、國民軍が既に滿洲政府と仇敵の間柄なるを以て、滿洲の將士は悉く之を許容せず、國民軍に投降せんとするも其の道なしとする者あらんも、均しく之れ漢人なり。地位異ると雖も情誼もとより存す。且つ國民軍の義擧以前に於て、滿洲政府の下に居りしことは、國民皆同一にして、宗國の亡ぶるや久しく、我が同胞は悉く異族の下に隸屬し、相互に庇翼する能はず、仇敵に寄食して水火の苦痛より脱すること能はざりしなり。然



れども爾今何ぞ又徒に壓制に耐ゆるの要あらんや。之が爲に天下に布告す。我が國民にして滿洲の將士たる者、若し大義を顧念せば驍然來り歸すべし。軍政府は必ず誠意を以て之を遇し、視て一體となし。城鎮鄉村又は軍旅を率ゐて投降し來る者、敵軍の心腹たる將校を殺して來り歸する者及糧食兵器を携へて來歸する者等は、皆國の爲に功を樹てし人として上賞を授くべし。我軍至りて直に降りたる者も之を優待す。行賞、撫恤並に略地等の規則も皆忠義を獎勵し、舊汚を洗ひ、以て新猷を建つるものたり。若し禍心を包藏し、舊惡を改めず、甘んじて賊とならんとする者あらば、之れ自ら中國に絶つ者にして、其の罪や赦すべからざるものたり。

方今民族主義と國民主義とは澎湃として起り、舉國の人皆明理と軍義とを知り、又昔日の如き人心の否塞なし。軍政府は義師を提げて天誅を加へ、四億の民に平等を與へ、以て國民の責を盡さんことを期す。昔日群雄割據の別ありしも、今禹域の内に漢奸の迹無し。滿洲軍の將士たる者、敢て蟠踞の臂を振つて抵抗する者有らば、必ず翦除して漏すこと勿るべし。心中投降の意ありて遲疑して決せざる者と、身に兵力を擁し、心に歸順を思ひ乍ら、徐ろに國民軍の強弱を窺ひ、然る後進退を決せんとする者とのあるべきを慮かり、其の義に就くに勇ならざるを見て、茲に特に誠意を披瀝して公布し、以て是非順逆の辨を明示す。各々自ら擇んで徘徊遲疑すること勿れ。

#### 附、條 件

- 一、城鎮鄉村又は軍旅を率ゐて反正投降し來りたる者は、賞典に準じて論功行賞をなす外、終身現在俸給の二倍を賞給す。若し其の才にして用ふべき時は、別に之を任用す。其の所得の官俸は前記の限りに在らず。
- 二、我軍至りて直に投降せる者は、其の身と家とを保護し、軍營に留らんことを願ふ者は、才器を量つて之を使ひ、歸郷を願ふ者には充分なる旅費を支給し、護送して郷里に歸らしむ。
- 三、力盡きて初めて降りたる者は僅に死を免れしめ、俘虜として之を處分す。
- 四、降らざる者は殺して赦すこと無し。

## 第十七章 滿洲の租稅釐金稅廢止の布告

天運 年 月 日 中華民國軍軍部督

軍政府の命を奉じ、滿洲の租稅と厘捐との廢止を國民に布告す。

滿洲の中國を篡ふてより、生民は依る所無くして虐政の下に憔悴せり。滿洲は滿漢の兩立せざ



ること、水火の相容れざるが如くなるを知る。故に提唱して曰く「漢人強ければ滿洲亡び、漢人疲れば滿人肥ゆ」と。仍て深慮を廻らして漢人の生計を絶ち、漢人の死命を制せんと謀る。漢人皆貧なれば、滿人獨り富むことを得べく、漢人皆死すれば滿人獨り生くることを得なければなり。此故を以て暴斂横徴、民の力を窮め、逼るに嚴刑と峻法とを以てす。之れ我が漢人をして生を爲す無くして、逃死せしめんとするものに外ならず。往昔康熙年間に會て「永不加賦」の制を定め、其の名甚だ美なりしが、之れ實に漢人を愚弄せるものにして、其の所謂「永不加賦」なるものは、正額以上の正額を標準とせるものなりき。

即ち州縣の田賦附加税は正に既に悉く之を徴して餘す所なく、更に州縣に令して恣に目方を盗み、斯くして其額は正額の五六倍に達し、額外の徴收亦至らざる所なく、更に徴税の際多くの名目を立て、毎稅糧一石につき加徴の銀二三兩に達したり。此の外貪官汚吏は密に加徴し、狼官狗吏の中間に在つて搾取するもの亦數ふるに勝えず。故に康熙年間廷臣既に曰く「私徴官徴に過ぎ、雜項正額より多く、額外の誅求に民は其の命に堪へず」と。當時始めて此制を行ひ、弊害已に斯くの如し。況んや、其後に於てをや。名は「永不加賦」なるも、實は即ち「賦外加賦」にして、漢人の生計を絶つものなり。

滿洲人は入關の初めに於て、漢人の土地を強奪し、漢人の所有に係るものは室廬墳墓も悉く滿人の所有とし、漢人は只だに田を失ひ業を喪ひて、餬口を凌ぎ得ざるのみならず、祖宗の祭も出來ずして妻子は流離するに至れり。實に斯の如き虜の凶徳は、古より未だ有らざる所にして、之れ亦漢人の生計を絶つものなり。然るに八旗の衆は給與を受け、兵營生活を事とせず、租税を納めず、錦衣玉食して其の資は皆之を漢人に取り、我が漢人は其の牛馬の役を勤むるに異らず。辛苦して得る所は盡く税金として納付し、而も猶足らずして勞力を搾取され、生命亦之に隨つて盡きんとす。之れ亦漢人の生計を絶つものなり。既にして北京に據るや、各省より税金を送附せしむること年々億萬銀に上り、之を諸陵墓の中に密藏し、今に至つて其の額無數に達す。四海有限の財を以て衆虜無底の慾望を満たさんとし、財政日に窺乏して、竟に貨幣流通し能はざるに至る。之れ亦漢人の生計を絶つものなり。

康熙の朝より「永不加賦」の制を定め、其の子孫は言を託して此の租制を恪守し、正賦外の暴斂數ふるに暇無く、乾隆時代には各省都督巡撫の貪婪殊に飽く無く、其の民を殃して財を取り、膚を剥ぎ髓を吸ふをも默認して一切問ふこと無く、官吏の囊中既に富むを知るや、事に借りて之を處罰し、其の家産を沒收して内府の所有となし、斯くて貪詐風を成し、内は朝廷より内廷の小



臣に至り、外は都督巡撫より小吏に至る迄、皆賦税を貪るを以て能となし、民を害するを以て事と爲す。乾隆の末年には寵臣和坤一人の資産のみにても數億に達し、之が爲に民窮し財盡きて四海騷然たり。之れ亦漢人の生計を絶つものなり。

太平天國の東南に義兵を起すや、虜は其の賊臣を率ゐて之を平定せんとせるも、軍費の出所無く、之が爲に釐金の法を創め、一物として課税せざるもの無かりし爲、商賈は困憊し物價は騰貴せり。當時事件の終了後之を裁撤すべきを宣言せるも、其後撤廢せざるのみか、益々之を増加し、政府は視て以て財源となし、官吏も之を以て利を貪り、爲に民に寧日無く商務不振を極め、交通は阻隔するに至れり。之れ亦漢人の生計を絶つものなり。

萬國との交通開けて以來、外交の法を知らずして屢々戰禍を招き、戰に敗れて國を辱しめ、民を棄てて地を割きたる外、賠償金は累増し、日清戰爭に四億兩、庚子の役に九億兩の支拂を餘儀なくさるるに至れり。而も政府は無力にして之が分擔支拂を各省に命じ、茲に於て、各省の都督巡撫は名を釐金に藉り、雜税を徵收して自ら肥え、薪炭、米、油、鹽より砂糖、酒等に至るまで、各々皆重税を課し、陸に居れば家屋税をとり、水上に居れば船船税をとり、民の其の苦に堪へずして、屢々亂を起すや、兵を發して恣り焚殺し、村を洗ひ地を翻り、以て威を樹つるの計となす。

を思ふて心を傷め、之を言へば髮を毫るの感あり。亦漢人の生活を絶つものなり。

廣く外債を借りて濫に之を浪費し、其の利は積つて山の如く、猶懼るることを知らず。地方の臣下に命じて各自に募債せしめ、其の費途に就きては一度も清算せしめず。收入愈々多くして缺損愈々大となり、之を放置せば國力將に斃れんとす。之れ亦滿人の生計を絶つものなり。

擲取の術既に窮るや、遂に廉恥を顧みずして公然と欺騙的手段をとり、昭信股票（註、光緒二十四年正月發行、總額一億兩、利率年五分）を發行し、民を誘ふて出資せしめ、既にして其の強制命令效を奏するや、前言を覆して信無く、詐欺取財して行ふ所無賴の徒に異なるなし。之れ漢人の生計を絶つものなり。

四海の内、人民流離して所を失ひ、而も深宮の内は、奢を窮め慾を極むること日一日と甚しく、最近の調査に據るに乙未（光緒二十一年）より庚子（光緒二十六年）に至る間に於ける願和園の續修工費毎年三百餘萬兩、虜の太后の陵墓工事費毎年百餘萬兩、戊戌（光緒二十四年）の秋、虜の太后天津に往きて閱兵せんとするや、行宮の修理を命じて昭信股票六百餘萬兩を發行し、更に辛丑（光緒二十七年）北京歸還の旅費二千餘萬兩、辛丑後、佛照樓の興修費五百萬兩、虜の太后七旬慶典の費用千二百萬兩、外に各省大官の上納金千三百萬兩、合計此の數年間に於ける虜の



太后一人の費用のみにて八千餘萬兩に上る。辛丑より現在に至る迄又數年を経過せるを以て、其の全費用は前例に比して推計し得べく、而も其の飲食する所は皆漢人の脂血にして、寢る所は皆漢人の皮革なり。漢人の家は散じて人は亡び、老弱溝穴を填めて壯丁桎梏に死し、而も深宮に於ては歌舞のみ之れ事とす。之れ亦漢人の生計を絶つものなり。

凡そ上述せるものは皆昭々たる大事實にして、人の共に見る所なり。其他細部の苛政に至つては數ふ可らざるものあり。實に虜の貪賤無道なること古今未曾有のことにして、二百六十年來異族苛政の慘と、暴君專制の毒とは、我等漢人をして骨を刻んで忍び難く、九世忘れ得ざらしむるものなり。虜の我等漢人を待つや豺狼の人を食ふに異るなく、肉盡くれば骨を咀み、遺す所無く食ひ終つて始めて快となす。我が漢人の水深火熱の苦痛を受くるや既に極まれり。今軍政府と我が國民と共に韃虜を驅除して中耐を恢復し、大兵の至る所、滿洲政府の不平等なる政治は悉く之を破壊して遺すなからしめ、租稅釐金稅等凡そ民に不利なるものは一切之を廢除し、我が國民をして光天化日の下に怡然たるを得せしめんとす。天下定れば當に中華民國憲法を制定し、民と共に之を守るべし。其の虜朝と異なる所以のものは、最も能く豫め國民の爲に之を言ふことを得べし。即ち往昔虜朝は滿を賣んで漢を賤め、滿人は坐食し、漢人は納稅せり。然れども民國四億の民は

一切平等たるべきものにして、國民の權利義務に貴賤の差なく、貧富の別無く、輕重厚薄もと皆同一なりとす。之れ國民平等の制なり。往昔滿朝虐政を行ひ、暴君專制を事とし、國民を以て私産となし、人民を其の隸僕となし、君主の權力を惡用して人民を搾取せり。然れども民國は國家を以て人民の公産となし、凡そ國家の事は人民相共に之を處理し、議員を公選して國會を開き、人民を代表して租稅を議定し、編して之を法律となし、政府は毎年國費の豫算をたて、國會の議決を経て之を行ひ、又國會に決算報告をなし、其の監査を待つて整理す。國家の財政は斯くの如く國民自ら之を處理し、國會は人民の輿論を代表し、政府之を執行すること一家に譬ふべく、家事の處理には必ず一定の費用を要し、其の輕重緩急は時宜を參酌して之を行ふものにして、彼の暴君の專制による苛斂誅求と雲壤の差あり。之れ國民參政の制なり。此故に民國成立せば四億人一人として其の處を得ざる者なく、滿朝二百六十年の苛政と、中國數千年來の君主專制の政治とは、總て一空に歸するなり。之れ實に國家の光榮にして人民の幸福たり。願くば我が國民各々其の心を盡して大業の成就に勉めよ。天下に布告して斯の意を知らしむ。



### 三、中華革命黨革命方略

#### 第一章 軍 政

##### 第一節 總 則

##### 第一項 革命軍の目的

革命軍は左記の各項を以て目的とす。

- 一、專制政府の覆滅。
- 二、完全なる民國の建設。
- 三、人民の生業の啓發。
- 四、鞏固なる國家主權の確立。

##### 第二項 革命軍の宣誓

凡そ革命軍人たらんとする者は左記の五項に準じて明白なる宣誓をなすべし。

##### 一、革命主旨の實行。

二、命令に對する服従。

三、職務に忠を盡す。

四、祕密を嚴守す。

五、生死を共にす。

##### 第三條 宣誓用式及び手續左の如し。

##### 一、用 式

##### (イ) 誓 約 書

吾人は中國の危急と生民の困苦とを救はんが爲に、自己の身命と自由と權利とを犠牲にして革命軍に投ぜんことを願ふ者にして、先づ以て革命の目的を達せんことに努め、軍職を受けてより革命成功の日に至るまでは誓つて以下の規約を嚴守する者なり。

(一) 主旨の實行 (二) 命令に對する服従 (三) 職務に忠を盡す (四) 祕密を嚴守す (五) 生死を共にす。

爾今惟れ信、惟れ忠、必ず始め有つて終り有らしむべく、若し二心有らば甘んじて軍法を受くべし。謹んで茲に誓約す。







第二節 組 織

第一項 革命軍大元帥

第一條 中華革命黨總理を中華革命軍の大元帥とす。

第二條 大元帥は陸海軍を統帥す。大元帥の下に最高統監部を設け大本營と言ふ。其の組織は別に之を定む。

第三條 大元帥は中華民國を代表して大總統と爲り、政府を組織して全國の政務を總攬し、一切の法令及び條令は大元帥が之を制定公布す。

法令及び條例の制定以前に於ては、民國現行の法令及び條例を、其の適用し得べき範圍内に於て大元帥の認可を経て適用す。

第二項 各 省

各省の行政事務は總督を置きて管轄せしむ。總督は大元帥の統監を受く。其の職權と組織とは特に之を定む。各省總督設置以前に於ては司令長官一名、司令官若干名を置きて適宜各省の革命進行を籌備せしむ。其の職權と組織とは通則を以て之を定む。

第三項 旗制及服制

第一條 中華民國は青天白日旗を以て國旗となす。其の圖說左の如し。(註、圖は略す)

旗は赤色を以て地とし、青天白日を以て章とす。章は旗首の上隅に在るものとす。旗章の地は藍色を用ひて天となし、圓心は白色を用ひて日となす。日の縁には藍色を用ひ、日の周圍は十二道の光芒を以て飾る。光芒の空間は白色を用ふ。其の比例次の如し。

- 一、旗の長さ縦三横四(縦三尺横四尺の如し。餘は之に準ず。)
- 二、旗章の長さは縦は旗長の十一分の六、横は十分の五とす。
- 三、日の直徑は旗章の縦横の長さの五分の三とす。
- 四、日の縁の寬さは日の直徑の十五分の一とす。
- 五、光芒の長さは日の直徑の二分の一とす。
- 六、光芒の底角間の距離は日の直徑の十五分の一とす。

第二條 大元帥旗及び軍旗特別制定前に於ては青天白日の旗章を以て軍旗となす。其の形式次の如し。

- |     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
| 一、旗 | 地 | 藍 | 色 |
| 二、圓 | 心 | 白 | 色 |



三、圓 周  
四、光芒の空間

旗長及各種の比例は前條参照のこと。

第三條 陸軍の制服は別に之を定む

第四項 勳位及び俸給

第一條 革命軍の勳位は大元帥より之を授く。但し授勳以前各當該上級長官より申請するを要す。

第二條 授勳規定は別に之を定む。

第三條 革命軍の陸軍俸給規定左の如し。

(官 等)	(月 俸)
大 將	五百元
中 將 (同相當官)	四百元
少 將 (同)	三百元
大 校 (同)	二百五十元

中 校 (同)	二百元
少 校 (同)	一百五十元
大 尉 (同)	一百元
中 尉 (同)	八十元
少 尉 (同)	六十元
司 務 長 (同)	四十元
上 士 (同相當者)	二十元
中 士 (同)	十六元
下 士 (同)	十四元
上 等 兵 (同)	十二元
一 等 兵 (同)	十元
二 等 兵 (同)	八元

備考、本規定は革命軍起義の日より起算して之を適用す。

第四條 革命軍に所屬する文官の俸給は其の等級に應じて前條の規定を適用す。



### 第五項 撫恤

第一條 革命軍人にして任務の爲に傷つき、廢疾者となりて働き得ざる者には、本人の現俸に準じて終身撫恤費を給與す。

第二條 革命軍人にして戦死し、又は戦線に於て傷病を得て死亡したる者には、本人の現俸に準じて其の本人の祖父母、父母又は寡婦に終身扶助料を給與し、子女には二十歳に達する迄同じく本人の現俸に準じて養育費を給與す。

第三條 革命軍軍人に非ざる者が革命に従事したる爲廢疾者となりたる時は、其の現職に相當する軍人の等級に準じて終身撫恤費を給與し、死亡したる時は同じく現職に相當する軍人の等級に準じて遺族扶助料を給與す。

第四條 以上の各給與に關する詳細なる規定は別に之を定む。

### 第六項 公文の書式

革命軍の公文書式は之を五種に分つ。

一、一般人民に對して意志を宣布する公文は之を布告と言ふ。

二、上級機關が下級機關に對して發する公文を令と言ひ、又示とも言ふ。

三、下級機關が上級機關に對して發する公文を呈と言ふ。

四、平等なる機關相互間に往復する公文を咨と言ふ。

五、外國の官員に對して發する公文を照會と言ふ。

以上の外、革命軍が一般人民或は公共團體に對して發する強制執行の公文も亦令と言ふ。

### 第三節 義舉

#### 第一項 義舉前の重要準備

第一條 革命軍の義舉前、司令長官又は司令官は須く目的地に就きて豫め左記の各項を祕密に調査すべし。

一、該地の公署、府庫、銀行、造幣局、電報、電話、無線電信、鐵道、船舶、船渠其他各種官營事業の所在を調査し、以て占領に便せしむ。

二、該地の兵營、砲臺、要塞、兵機廠、兵機庫、彈藥製造廠、彈藥庫、其他要塞地の所在と情勢とを調査し、占領と防守とに便せしむ。

三、該地の埠頭、税關及び渡船、航船（民船）の停泊地を調査し、檢査出入に便せしむ。

四、該地の公共集會所、寺、觀（道士の居處）、祠、宇等の所在地及び土地の寬廣、交通の便



不便を調査して軍隊の駐屯と軍務の處理とに便せしむ。

- 五、該地在住外人の戸口、店舗、教會、學校、醫院等を調査して保護に便せしむ。
- 六、該地物産の種類、産額の多少、商店、會社、組合、大商人等の住所、所在地と、米穀倉庫の所在地とを調査し、現地に於て日常の需要品及び食糧を供給するに便せしむ。
- 七、該地の大小醫院、醫師、看護人、赤十字會、救護班及び其他慈善團體の所在を調査し、救護、衛生の委託に便せしむ。

第二條 革命軍の義舉前、司令官に於て必ず準備すべきもの左の如し。

- 一、呼應又は内應の暗號。
- 二、動員人員相互間の應答號令の形式。
- 三、動員人員の辨認標識（肩章又は腕章）。
- 四、大小の幟旗。
- 五、安民の告布。
- 六、所屬軍隊に宣布する軍律條文及び布告文を印刷し、掲示して軍民を曉諭するに便せしむ。
- 七、檄文。

上記の安民布告、軍律條文及軍律宣告文、檄文等の形式は別に之を定む。

第二項 攻 取

第一條 革命軍司令長官又は司令官が地方を攻取せる場合、亟かに執行すべき事項左の如し。

- 一、其の城壘及び公署に第二章第三節第一條規定の國旗を掲揚すべし。
- 二、即時該地の公署、府庫、銀行、造幣局、電信電話無線電信の各局、鐵道、船舶、船渠、兵營、要塞、要害、兵機局、兵器庫、彈藥庫、其他國有公有の産業並に検査用官印、文書、書籍、記録、公用物品等を占領押收して區別保存すべし。
- 三、地方を攻服せる場合、司令長官は警備隊司令部を設け、警備司令官及び警備隊長各一名宛を置きて攻服地方の警備に當らしむべし。其の職務に關する規定は別に之を定む。
- 四、即時憲兵司令又は憲兵隊長をして軍民を監察せしめ、秩序を維持せしむべし。若し憲兵の設備無き時は、優良なる兵卒と才幹ある長官とを選んで之を編成し、司令部の直轄に屬せしめ、夫々に明瞭なる標識を與へて之を普通の憲兵の職務と區別すべし。其の職務に就きては別に之を定む。
- 五、速かに警備隊又は歩兵を派して、外國人の教會、學校、醫院、住宅等を保護せしめ、該外



國人にして出境を願ふ者あるときは人を派して保護出境せしむべし。但し重ねて入境する者は出境時の同行者以外の者と同行し得ざるものとす。

六、二十四時間以内に兵站部を設けて徴發令を發すべし。其の組織と辦法とは別に之を定む。

七、從來地方保護の任に當り居りたる民兵、警官等にして大軍到着と同時に投降せる者は、警備隊に酌量編入して指揮を待たしむべし。

八、即時戒嚴令を布き、即日戒嚴地刑罰法を實施すべし。其の條文は別に之を定む。

九、軍法局を組織すべし。其の組織法は別に之を定む。

十、即刻私人の自由意志による民軍募集を嚴禁する旨の布告を出すべし。

十一、衛生隊を組織し、又は赤十字會、慈善團體、私立醫院、醫師等に囑託して専ら衛生の事務を司らしむべし。其の要旨次の如し。

(1) 即時死屍を埋葬して、二十四時間以上遲延することを得ず。臨時棺木を用ひずして合葬することを得。

(2) 傷病兵及び俘虜中の傷病兵の救助並に治療。

(3) 通路の清潔、穢血の洗淨。

十二、分捕品を整理し、司令部より兵站部に引渡して保管せしめ、其等物品の私有又は分賣を許さず。

十三、布告を出して公共の建築物、古跡名稱等を保護す。其の文は別に之を定む。

第二條 各事務の處理情況は大元帥又は司令長官に報告し、其の指令を持つべし。

### 第三項 呼 應

第一條 各地に呼應して起ちたる志士又は文武官員が地方を占擧したる場合は、其の旨速かに大元帥又は司令長官に報告し、派員前往して方略に據つて一切を布置し、布置緒に就きたるときは當該主任より明白なる報告書を提出し、然る後之に依つて更に分割委任し或は人員を派遣して善後處置を講ぜしむ。若し報告を呈出せざれば賞功に與り得ず。

第二條 呼應の志士、文武官は皆須らく誓約書を呈出すべし。

第三條 呼應の文武官は公文、書籍等を注意して保存する外、須らく官印を大元帥又は司令長官に呈納すべし。

## 第二章 軍 政 府



第一節 大本營

第一條 大元帥の下に最高統監部を設けて大本營と言ふ。

第二條 大本營に機要、參謀、法制の三處と外交、内務、陸軍、海軍、財政の五部とを置く。

第三條 機要處には參軍長一名、參軍四名、秘書長一名、秘書〇名、主事〇名、電報總管(主任)一名、電報員〇名、錄事書記〇名、供事(小吏)〇名を置く。

第四條 參軍長は特任官とし、陸海軍大將を之に任じ、大元帥の指揮命令に従つて所屬參軍の勤務を監督す。

第五條 參軍には陸海軍少將及び大校(註、大佐)各一名宛を充當し、參軍長の命を受けて軍令の傳達、守衛、扈從、接見等の事項を掌理す。

第六條 秘書長は特任官とし、大元帥の命を承けて帷幄の機密文書を管掌し、秘書主事以下各職員の事務整理を指揮監督す。

第七條 秘書は簡任官とし、秘書長の命を承けて大元帥の印を保管し、特命、機密、重要文書、命令等の起草及び行政會議に關する記録の編纂保存等の事を管掌す。

第八條 主事は薦任官とし、秘書長の命を承けて左記の事務を掌理す。

一、法律命令の發布並官報に關する事項。

二、法律命令の原本の保存に關する事項。

三、文書の發受、謄錄、編纂、保存に關する事項。

四、會計に關する事項。

五、辭令の保管、高等官の任免及び履歷に關する事項。

六、典禮、儀式、設備、修繕並に其他の雜務に關する事項。

第九條 電報總管は薦任官とし、秘書長の命を受けて電報員を指揮監督し、帷幄専門の電信事務を管掌す。

第十條 電報員は委任官とし、電報總管の指揮を受けて、發受信の事を管掌す。

第十一條 參謀處には處長一名、陸軍參謀〇名、海軍參謀〇名、錄事〇名を置く。

第十二條 參謀處長は特任官とし、陸軍大將を之に任じ、大元帥の命を承けて所屬陸海軍の參謀以下の勤務を指揮監督し、防禦作戰の計畫を統一す。

第十三條 陸海軍參謀には陸海軍共、中將以下の將、校、尉各官を任命し、參謀處長の命を承けて防禦作戰に關する計畫事項を管掌す。







第四條 各部總長は主管事務に關する限り、各省總督に對し訓令を下すことを得。

第五條 各部總長は主管事務に關する限り、各省總督より出でたる命令又は處分にして法規に違反し、公益を害し、或は越權なりと認めらるるものある時は、之を取消し又は停止せしむることを得。

第六條 各部總長は所屬薦任官の功過進退に關しては、大元帥の裁可を経て施行し、薦任官以下は獨裁專行することを得。

第七條 各部總長は遇發事故ある場合は、法律命令の副署、申告書の署名及び部令の發布以外は次長に命じて其の職務を代理せしむることを得。

第八條 各部次長は簡任官とし、總長を輔佐して行政を整理し、各司の事務を指揮監督す。

第九條 各部參事は簡任官とし、總長 命を承けて審議立案の事を管掌す。參事は總務廳長たることを得。

第十條 各部司長は簡任官とし總長の命を承けて主管事務を管理し、各科職員の事務整理を指揮監督す。

第十一條 各部秘書は薦任官とし、總長の命を承けて機密並に特命重要文書の起草事項を管掌

す。

第十二條 各部科長は薦任官とし、上官の命を承けて該科の主管事務を管掌し、科員の事務整理を指揮監督す。

第十三條 各部科員は薦任官とし、上官の指揮を承けて主管事務を掌理す。

第十四條 各部に總務廳を設け左記の事務を掌理す。

- 一、機密に關する事項。
- 二、官吏の進退、身分、資格に關する事項。
- 三、總長の官印及び 印の保管に關する事項。
- 四、文書の發受、謄寫、記錄、編纂、保存に關する事項。
- 五、統計報告に關する事項。
- 六、本部所管の經費、諸收入の豫算決算及び會計に關する事項。
- 七、會計監査に關する事項。
- 八、本部所有の官有財産及び物品に關する事項。
- 九、他科の主管に屬せざる事項。



陸海軍の兩部は便宜に依り、前記第二、六、七、八の各事項に關する限り、別に一局科を設けて其の事務を管掌せしむることを得。

第十五條 電報主管は薦任官とし、總長の命を受けて電報員を指揮監督し、各部専用の電信事務を管掌す。

第十六條 電報員は委任官とし、電報主管の指揮を承けて部内に於ける電信の發受事務を管掌す。

第十七條 録事は委任官とし、上官の命を受けて謄寫記録に従事す。

第十八條 供事は委任官とし、上官の命を受けて庶務に従事す。

第十九條 通則に規定せる以外、各部に設けられたる特別職員に關しては、夫々各部の本則を以て之を規定す。

### 第三節 外交部

第一條 外交部總長は外交政務の施行及び外國居留民の商業の保護に關する事務を管掌し、外交官及領事官を指揮監督す。

第二條 外交部總務廳は通則所定の事項を管掌する外、中國駐割の各國外交官、領事官及び一般

外國人に對する勳章の賜與、條約原本の保管、文書の翻譯等に關する事項を兼掌す。

第三條 外交部の定員は、參事三名、司長二名、祕書〇名、科長〇名、科員〇名、翻譯員〇名とす。

第四條 外交部には外政、通商の兩司を設く。

第五條 外政司は左記の事項を掌理す。

一、外交の機密に關する事項。

二、各國の政情、制度の現状、輿論の動向に關する調査事項。

三、對外關係事項。

第六條 外政司には左の三科を設けて事務を分掌す。

第一科 日英米露の各國に關する事項。

第二科 獨、澳、和蘭、瑞西及び「ゼルマン」語系の諸國に關する事項。

第三科 佛、伊、白、西、葡、墨、秘及び「ラテン」語系諸國に關する事項。

第七條 通商司は左記の事務を掌理す。

一、通商、航海及び移民に關する事項。



二、通商條約改廢に關する事項。

第八條 翻譯員は翻譯及び通譯に従事す。

第四節 内務部

第一條 内務部總長は専ら憲政施行の時期、國會、選舉、地方自治の確立等に關する事務を管掌籌備し、警察、保安、土木事業、宗教、救濟、慈善、教育、法務及び農工商に關する事務を掌理し、各省の行政を監督す。事務官以外の各省高等官の進退賞罰に就きては大元帥の裁可を経て之を施行す。

第二條 内務部總務廳は通則所定のもの以外に、地方官吏の進退賞罰に關する事項をも兼掌す。

第三條 内務部の定員は參事五名、司長七名、祕書〇名、科長〇名、科員〇名とす。

第四條 内務部には左の職員を置く。

學政官 二十二人 簡任官とし、學政、考査に關する事務を掌理す。

技師長 〇人 簡任官とし、所屬の技師技手を統制し、技術事務を掌理す。

醫務長 〇人 簡任官とし、所屬の醫官を統制し、衛生及び官立醫院に關する事務を掌理す。

技師 〇人 薦任官とし、上官の指揮を承けて主管技術に關する事務を掌理す。

醫官 〇人 薦任官とし、上官の指揮を承けて衛生事務及び醫務を掌理す。

技手 〇人 委任官とし、上官の指揮を受けて事務を整理す。

第五條 内務部に左の七司を設く。

内務司、警保司、衛生司、工程司、教育司、法務司、農工商務司

第六條 内務司は左記の事務を掌理す。

一、選舉及び地方自治に關する事項。

二、國籍及び人口調査に關する事項。

三、徵兵徵發に關する事項。

四、行政區域の變更廢設に關する事項。

五、災害の救恤及び慈善事業に關する事項。

六、國營の養老院、貧民院、盲啞院、瘋癲病院、孤兒院及び其他慈善を目的とする一切の建築物に關する事項。



- 七、公益を目的とする財團社團に關する事項。
- 八、寺、觀、廟、社、庵、堂、教會及び各宗教派の傳道に關する事項。
- 九、名勝の保存に關する事項。

第七條 警保司は左記の事項を掌理す。

- 一、行政警察に關する事項。
- 二、高等警察に關する事項。
- 三、圖書出版及び著作權に關する事項。

第八條 衛生司は左記の事項を掌理す。

- 一、傳染病、地方病の豫防及び一切の公衆衛生に關する事項。
- 二、檢疫停船に關する事項。
- 三、醫師、藥劑師の資格、業務及び藥品の使用に關する事項。
- 四、國立の醫院及び衛生會に關する事項。

第九條 教育司は學務に關する事項を掌理し、左の三科を置きて事務を分掌す。

(1) 普通學務科は左記の事項を掌理す。

- 一、學齡兒童に關する事項。
  - 二、小學校幼稚園に關する事項。
  - 三、師範教育に關する事項。
  - 四、中學校に關する事項。
  - 五、通俗教育及び教育會に關する事項。
- (2) 専門學務科は左記の事項を掌理す。
- 一、大學及び各種専門學校に關する事項。
  - 二、實業教育に關する事項。
  - 三、海外留學生に關する事項。
  - 四、圖書館、博物館に關する事項。
  - 五、學術研究會に關する事項。
- (3) 編輯科は左記の事項を掌理す。
- 一、教科用圖書の編纂校訂及び發行に關する事項。
  - 二、教科用圖書の檢定及び認可に關する事項。



三、教育關係圖書物品の保管に關する事項。

第十條 工程司は左記の事項を掌理す。

- 一、本部直轄の土木事業に關する事項。
- 二、各省の土木事業に關する事項。
- 三、土地の收納及び使用に關する事項。

第十一條 農工商司は農工商業の事務を掌理し、左の三科を置きて事務を分掌す。

- 一、農事科は農林、漁業及び墾殖に關する事項を掌理す。
- 二、工事科は工業、度量衡及び意匠權、特許に關する事項を掌理す。
- 三、商事科は商業に關する事項を掌理す。

第十二條 法務司は司法の獨立を籌備し、裁判所、監獄に關する事務を管掌し左の三科を置きて事務を分掌す。

- (1) 民事科は左記の事項を掌理す。
  - 一、裁判所の設廢及び管轄區域に關する事項。
  - 二、民事及び非訟事件に關する事項。

- 三、民事及び非訟事件の裁判に關する事項。
- 四、戶籍に關する事項。
- 五、公證に關する事項。

(2) 刑事科は左記の事項を掌理す。

- 一、刑事に關する事項。
- 二、刑事裁判及び檢査事務に關する事項。
- 三、刑の執行及び赦免復權に關する事項。
- 四、犯人引渡に關する事項。
- 五、辯護士に關する事項。

(3) 監獄科は左記の事項を掌理す。

- 一、監獄に關する事項。
- 二、假出獄及び出獄人保護に關する事項。
- 三、犯人の異同識別に關する事項。



第五節 陸軍部

第一條 陸軍部總長は陸軍軍政に關する事務を掌理し、陸軍軍人及び軍屬を統轄し、所轄各公署を監督す。

第二條 陸軍部は通則所定の外、特に副官長一名、副官〇名を設けて總務廳の事務を掌理す。

第三條 總務廳長は副官長を以て之に充つ。

第四條 陸軍部總務廳は通則所定の外、左記の事項を兼管す。

- 一、軍令、機密及び差遣に關する事項。
- 二、軍事會議に關する事項。
- 三、軍事諜報に關する事項。
- 四、部内の守衛、風紀及び憲兵隊に關する事項。
- 五、軍樂に關する事項。

第五條 陸軍部に左の三司を設く。

軍務司、軍需司、軍法司。

第六條 軍務司には左の四科を設けて事務を分掌す。

(1) 人事科は左記の事項を管理す。

- 一、陸軍武官及び文官の任免、補充に關する事項。
- 二、考査成績表、兵籍、戰時名簿、文官名簿等の調製、編纂、保存に關する事項。
- 三、恩給に關する事項。
- 四、敘勳、褒賞、論功行賞に關する事項。
- 五、賜暇及び結婚に關する事項。
- 六、廢兵院及び恤兵に關する事項。

(2) 軍事科は左記の事項を掌理す。

- 一、陸軍の構成に關する事項。
- 二、平時、戰時の編制、戒嚴、演習及び檢閲に關する事項。
- 三、禮式、服制に關する事項。
- 四、陸軍留學生及び陸軍各學校に關する事項。
- 五、步騎砲工輜の各科兵に關する事項。



六、徴發に關する事項。

(3) 軍械科は左の事項を掌理す。

- 一、兵器の制度、様式、支給、交換及び検査に關する諸事項。
- 二、所轄の製造局及び火藥庫に關する事項。

(4) 軍醫科は左記の事項を掌理す。

- 一、陸軍衛生及び獸醫に關する各事項。
- 二、陸軍防疫及び治病に關する事項。
- 三、衛生材料及び藥品に關する事項。
- 四、病院、休養室、軍醫學校及び獸醫學校に關する事項。
- 五、身體検査に關する事項。

第七條 軍需司には左の二科を設けて事務を分掌す。

(1) 經理科は左記の事項を掌理す。

- 一、被服、糧食、物品、官有財産の管理及び建築に關する事項。
- 二、廢物處分に關する事項。

(2) 主計科は左記の事項を掌理す。

- 一、豫算決算に關する事項。
- 二、收入、支出、簿記及び陸軍金庫に關する事項。
- 三、會計監査に關する事項。
- 四、軍需官の教育、養成に關する事項。

第八條 軍法司は左記の事項を掌理す。

- 一、陸軍軍事司法及び懲罰に關する事項。
- 二、陸軍監獄に關する事項。
- 三、軍事審判並に監獄職員の人事及び補充に關する事項。
- 四、特赦及び罪人引渡に關する事項。

第九條 軍法司の職員は陸軍高等軍法會議の事務を兼掌す。

第十條 陸軍部の定員左表の如し。



陸軍部定員表

(將中大)長 總				
(將少中)長 次				
技師長 ○ 人	司法軍	司需軍	司務軍	廳務總
	長 (文官)	長 (軍需監)	長 (少將)	長 (少將)
一等技師 ○ 人		主 經 計 理 科 科	軍軍人軍 醫械事事 科科科科	副官(大校○人中校○人少校○人) 秘書(大校○人)
二等技師 ○ 人		長各一人 (軍需正等)	長各一人 (大校) (一等醫正)	事(文官)二人
三等技師 ○ 人	科員 (文官) 三二一 等等等 ○○○ 人人人	科長 需正三 一軍需長○ 人軍	科員大尉 ○ 人 中少校 ○ 人 二三等醫正 ○ 人	
人 ○ 事 供			人 ○ 事 錄	

士	士	官
步兵下士	憲兵下士	
步兵上等兵	憲兵上等兵	
步兵一等兵		
步兵二等兵		











第六節 海 軍 部

第一條 海軍部總長は海軍軍政に關する事務を掌理し、海軍軍人及び軍屬を統轄し、所轄の各公署を監督す。

第二條 海軍部には通則所定の外、特に副官長一名、副官〇名を置きて、總務廳の事務を掌理せしむ。

總務廳長は副官長を以て之に充つ。

第三條 海軍部總務廳は、通則所定の外、左記の事項を兼管す。

- 一、軍令、機密及び差遣に關する事項。
- 二、軍事會議に關する事項。
- 三、軍事諜報に關する事項。
- 四、部内の守衛、風紀及び軍樂隊に關する事項。

第四條 海軍部に左の五司を置く。

軍政司、艦務司、軍需司、軍法司、海運司。



第五條 軍政司には左の三科を置きて事務を分掌す。

(1) 軍事科は左の事項を掌理す。

- 一、艦隊及び軍隊の建造編制に関する事項。
  - 二、軍紀、風紀に関する事項。
  - 三、戒嚴、徵發に関する事項。
  - 四、軍艦及び軍隊の配備に関する事項。
  - 五、禮節、旗章、服制及び徽章に関する事項。
  - 六、演習、檢閲及び觀艦式に関する事項。
  - 七、在外海軍武官、留學生、海軍各學校及び海兵訓練に関する事項。
  - 八、軍港、砲臺に関する事項。
  - 九、海軍病院及び衛生材料に関する事項。
  - 十、海底電線及び無線電信に関する事項。
- (2) 人事科は左記の事項を掌理す。
- 一、海軍文官の任免補充に関する事項。

二、海軍文官武官の履歴、名簿、考査成績表、勤務報告に関する事項。

三、士卒の徵募、進級、補充に関する事項。

四、海軍に外人を聘用する事項。

五、軍人及び軍屬の恩給、敘勳、褒獎、論功、賞與に関する事項。

(3) 航務科は左記の事項を掌理す。

一、江海港灣の測量及び空中に関する事項。

二、航海航空圖及び測量機械器具に関する事項。

三、航海航空の保安、警戒の布告及び碇泊着陸に関する事項。

四、燈臺及び望樓に関する事項。

第六條 艦政司には左の四科を置きて事務を分掌す。

(1) 艦政科は左記の事項を掌理す。

一、軍艦の建造、修理、購買及び鑄裝に関する事項。

二、海軍工廠、船渠の設備及び管理に関する事項。

三、艦船の調査、研究、檢査、試験に関する事項。



四、鋼鐵の製煉に關する事項。

(2) 兵器科は左記の事項を掌理す。

一、兵器の製造、購買、修理に關する事項。

二、兵器の調査、研究、検査、試験に關する事項。

(3) 輪機科は左記の事項を掌理す。

一、機關の製造、修理、購買、配置に關する事項。

二、機關の調査、研究、検査、試験に關する事項。

(4) 飛機科は左記の事項を掌理す。

一、飛行機飛行船の編制配備に關する事項。

二、飛行機飛行船の製造、修理、購買に關する事項。

三、飛行機飛行船の調査、研究、訓練獎勵に關する事項。

第七條 軍需司に左の二科を置きて事務を分掌す。

(1) 經理科は左記の事項を掌理す。

一、被服、糧食、物品、官有財産の管理及び建築に關する事項。

二、海軍貯炭所に關する事項。

三、廢船廢物の處分に關する事項。

(2) 主計科は左記の事項を掌理す。

一、收入、支出、簿記及び海軍金庫に關する事項。

二、豫算決算に關する事項。

三、會計監査に關する事項。

四、軍需官の教育に關する事項。

第八條 軍法司は左記の事項を掌理す。

一、海軍軍事司法及び懲罰に關する事項。

二、海軍監獄に關する事項。

三、軍事裁判及び監獄職員の補充其他に關する事項。

四、特赦及び罪人の引渡に關する事項。

五、捕獲審査に關する事項。

第九條 軍法司の職員は海軍高等軍法會議の事務を兼掌す。















海軍部定員表

(將中大)長 總						
(將少中)長 次						
技師長 ○人	司運海	司法軍	司需軍	司政艦	司政軍	廳務總
	長 (文官)	長 (文官)	長 (主監)	長 (少將)	長 (少將)	長 (少將)
一等技師 ○人	船務科	海事科	主計科	經理科	飛機科	航務科
	長各一人 (文官)		長各一人 (軍需大監)	長各一人 (大校大監)	長各一人 (大校)	長各一人 (大校)
二等技師 ○人	科員 (文官)	科員 (文官)	科員	科員	科員	科員
	三二一 等 ○ ○ ○ 人	三二一 等 ○ ○ ○ 人	大中軍 少 ○ 人	大中 少 ○ 人	中少 尉 ○ 人	大中 少 尉 ○ 人
三等技師 ○人	三二一 等 ○ ○ ○ 人	三二一 等 ○ ○ ○ 人	大中軍 少 ○ 人	大中 少 尉 ○ 人	中少 尉 ○ 人	大中 少 尉 ○ 人
	○ ○ ○ 人	○ ○ ○ 人	○ ○ ○ 人	○ ○ ○ 人	○ ○ ○ 人	○ ○ ○ 人
人○事供		人○事錄		人○手技		

參事(文官)二人

副官(大校○人中校○人少校○人)  
秘書(大校○人)



第七節 財政部

第一條 財政部總長は政府の財務行政を總轄し、會計、出納、租稅、國債、貨幣及び銀行事務を管理す。

第二條 財政部の定員は參事三名、司長四名、祕書〇名、科長〇名、科員〇名とす。

第三條 財政部に左の四司を設く。

主計司、主稅司、理財司、國債司。

第四條 主計司は左記の事項を掌理す。

一、總豫算決算に關する事項。

二、特別會計の豫算決算に關する事項。

三、支拂豫算に關する事項。

四、主計、簿記に關する事項。

五、歲出入計算書作製に關する事項。

六、諸計算書の檢査に關する事項。

七、出納官吏の監督及び其の身分保證に關する事項。

八、豫備金の支出に關する事項。

九、金錢物品の會計統一に關する事項。

十、地方歲計に關する事項。

第五條 主稅司は左記の事項を掌理す。

一、國稅の賦課徵收に關する事項。

二、稅務の管理監督に關する事項。

三、民有地目變更に關する事項。

四、土地臺帳に關する事項。

五、財政部稅以外の諸收入に關する事項。

第六條 主稅司には左の二科を置きて事務を分掌す。

(1) 直稅科は左記の事項を掌理す。

一、田賦土地及び鑛稅に關する事項。

二、營業稅、質入抵當稅及び家屋稅に關する事項。

(2) 間稅科は左記の事項を掌理す。



- 一、釐金及び一切の通過税に關する事項。
- 二、烟酒税及び消費税に關する事項。
- 三、印紙税及び其他の行爲税に關する事項。
- 四、雜税及び其他の税外諸收入に關する事項。

第七條 理財司は左記の事項を掌理す。

- 一、資金の運用に關する事項。
- 二、國庫の出納管理及び出納計算書に關する事項。
- 三、國庫簿記に關する事項。
- 四、貨幣鑄造に關する事項。
- 五、金庫の監督に關する事項。
- 六、銀行の監督に關する事項。
- 七、紙幣、銀行券に關する事項。
- 八、在庫金、保管物及び供託物に關する事項。
- 九、金融に關する事項。

第八條 國債司は國債に關する事務を掌理す。

第九條 國債司には左の二科を設けて事務を分掌す。

(1) 内債科は左記の事項を掌理す。

- 一、内債の募集、償還、整理及び利息、支拂に關する事項。
- 二、國債の簿記に關する事項。
- 三、内國債の計算書作製に關する事項。
- 四、義捐金、年金、恩給及び賞與の支給に關する事項。

(2) 外債科は左記の事項を掌理す。

- 一、外債の募集、償還、整理及び利息、支拂金の交付に關する事項。
- 二、外債の簿記に關する事項。
- 三、外債の計算書作成に關する事項。
- 四、駐外財務官に關する事項。

第十條 財政部總長は、必要に應じて駐外財務官を派遣し、自國の海外に於ける財務及び募債事項を管理せしむることを得。



第十一條 財政部總長は、必要に應じ專任の技師、技手を置きて技術に關する事項を掌理せしむることを得。

第八節 財政交通事務に關する補足

第一條 各種税法改正頒布以前に於ては、賭博税以外の一切の税目、税率、徵收方法、徵收機關等は暫く従前通りとす。

第二條 關稅及び鹽稅事務取扱の專管機關設置以前に於ては、此等の事務は財政部主稅司の關稅科に於て掌理す。

第三條 關稅及び鹽稅の徵收官吏は、財政部總長に申請して之を任命す。

第四條 郵政、驛遞に關する事務は、專管機關設置以前に於ては、内務部總務廳に於て之を掌理す。

第五條 郵政局職員は、内務部總長に申請して之を任命す。

第六條 電政、鐵道に關する事項は、專管機關設置以前に於ては、暫時電政監督局及び鐵路監督局を設けて、陸軍部に隸屬せしめ、局内の職員は陸軍部總長に申請して之を任命す。

第七條 電政監督局の組織左の如し。

(1) 電政監督局には左の職員を置き、官營の電信、電話、電燈に關する事務を掌理す。

局長	一名	簡任
技師	一名	簡任
技師長	四名	薦任
技師	一名	薦任
技師員	一名	薦任
技師手	一名	委任
錄事(書記)	一名	委任
供事(小吏)	一名	委任

(2) 電政監査局に左の四科を置く。

(イ) 總務科は左記の事項を掌理す。

一、電信、電話、電燈の總局分局の業務に關する事項。

二、總局、分局の職員の進退功過に關する事項。

三、文書、報告、統計に關する事項。







- 三、各線の運輸聯絡に關する事項。
- 四、線路擴張計畫に關する事項。
- 五、各局職員の進退功過に關する事項。
- 六、文書、報告、統計に關する事項。
- 七、車輛、機關車の製造及び製造工場に關する事項。
- 八、鐵道學校に關する事項。

(ロ) 會計科は左記の事項を掌理す。

- 一、經費及び收入の會計記録に關する事項。
- 二、改良維持費の豫算に關する事項。
- 三、各局の會計監査に關する事項。

(ハ) 建築科は左記の事項を掌理す。

- 一、調査、測量及び製圖に關する事項。
- 二、建築修繕に關する事項。

(ニ) 材料科は左記の事項を掌理す。

- 一、材料の購入に關する事項。
- 二、材料の保管に關する事項。
- 三、廢棄材料の處分に關する事項。

#### 第九節 行政會議

第一條 行政會議は大元帥の臨場監督の下に之を行ふ。

第二條 行政會議は左の職員を以て組織す。

各部 部長  
法制 處長  
各部 次長

(軍事關係に於ては參謀處長を加ふ)。

第三條 行政會議は熟議を経たる後大元帥之を裁決す。

第四條 大元帥特別付議事項を除く外、左記の事項は行政會議の裁決を経るを要す。

- 一、法律及び豫算決算案。
- 二、國際條約及び國際關係重要事項。



- 三、官制官規及び法律に關する施行命令。
- 四、各部の主管、權限の爭議。
- 五、主管不明なる事項。
- 六、二部以上に關係を有する事項。
- 七、豫算外支出。
- 八、各部總長の主管事務中、高等行政に屬し、關係重大なりと認めらるる事項。
- 九、各省總督に依つて提議せられたる各部主管の行政改革に關する事項。

#### 第十節 總督府の組織

第一條 各省に總督一名を置き大元帥の特任とす。

第二條 總督は内務部總長の監督を受けて全省の行政を統轄し、各部の主管事務に關する限り該部總長の監督を受く。

第三條 總督は委任されたる範圍内に於て、省内駐屯の陸海軍を統卒し、管轄區域内の防備事務を掌理し、全省の安寧秩序を維持し、若し兵力を動かす必要有る場合は、情勢と理由とを内務、陸軍、海軍の各部總長に急報するを要す。

第四條 總督は職權又は特別委任に依つて總督府令を發布し、一年以下の懲役禁錮又は二百元以下の罰金處分に附することを得。

第五條 總督は所管官署の命令、處分にして違法、公益妨害又は權限の侵越なりと認めらるるものある時は、之を取消し又は停止せしむることを得。

第六條 總督は所管官吏を指揮監督し、高等官の功過進退に就いては内部總長に申請し、高等稅務官に關する限りは財政部總長に申請して之を施行し、其他は獨裁專行することを得。

第七條 總督は行政上の重大事項に關しては、主管各部總長を経て之を行政會議に提出することを得。

第八條 總督府には民政長官一名を置き一等簡任とし、總督を輔佐して民政を統理し、所轄の各司署を監督す。

第九條 總督府には總督公廳及び左の四司を置く。

總務司、内務司、財務司、法務司。

第十條 總督府には軍務廳を置き、總督府の軍務を管理す。其の組織は別に之を定む。

第十一條 總督府に左の職員を置く。







第二條 總督公廳には秘書室と參事室とを設く。

第三條 秘書室は左記の事務を掌理す。

一、機密文書及び電信に關する事項。

二、總督特命の機密に關する事項。

第四條 參事室は總督の權限に屬する單行法令、條約及び契約の審議立案に關する事項を掌理す。

第五條 總務司には外事科、人事科、文書科及び經理科の四科を設く。

第六條 外事科は左記の事務を掌理す。

一、條約及び協定に關する事項。

二、領事館及び外國人に關する事項。

三、外交上の儀式に關する事項。

四、海外移民に關する事項。

五、國境に關する事項。

第七條 人事科は左記の事務を掌理す。

一、官吏及び傭員の進退及び身分資格の検査に關する事項。

二、褒賞、敘勳に關する事項。

第八條 文書科は左記の事項を掌理す。

一、文書の接受、發送、編纂、保存に關する事項。

二、總督民政長官官印及び府印の保管に關する事項。

三、官報に關する事項。

四、統計及び報告に關する事項。

五、他科に屬せざる事項。

第九條 經理科は左記の事項を掌理す。

一、府費の出納會計に關する事項。

二、會計監査に關する事項。

三、府内の設備、修繕、清潔、掃除に關する事項。

四、府内の小使、給仕及び一般人夫の取締に關する事項。

第十條 內務司には庶務科、地方科、教育科及び實業科の四科を置く。

第十一條 庶務科は左記の事項を掌理す。



- 一、内務司内の文書の發受に關する事項。
- 二、統計及び報告材料蒐集に關する事項。
- 三、司内の他科に屬せざる事項。

第十二條 地方科を民政係と土木係とに分つ。

(1) 民政係は左記の事項を掌理す。

- 一、各府縣行政の監督に關する事項。
- 二、兵事に關する事項。
- 三、戸籍及び人口に關する事項。
- 四、慈善救恤に關する事項。
- 五、一省公共團體に關する事項。
- 六、宗教、祭祀に關する事項。
- 七、公立病院に關する事項。

(2) 土木係は左記の事項を掌理す。

- 一、道路、河川、港灣、橋梁、堤防、水利の改修、築造に關する事項。

- 二、水面の埋立及び使用に關する事項。
- 三、直轄土木工事及び地方土木工事の監督に關する事項。
- 四、土地の受入使用に關する事項。
- 五、上水及び下水工事に關する事項。
- 六、官有建築物の營繕に關する事項。

第十三條 教育科は左記の事項を掌理す。

- 一、國立各學校及び圖書館の直接經營に關する事項。
- 二、公私立學校、圖書館及び新聞雜誌の監督に關する事項。
- 三、教育基本財産の整理維持に關する事項。
- 四、義務教育及び學齡兒童の就學に關する事項。
- 五、教育資格に關する事項。
- 六、教育、生徒の健康検査に關する事項。
- 七、教育演說會及び演說員の資格に關する事項。
- 八、其他の教育獎勵に關する諸事項。



第十四條 實業科には農務係、礦務係及び工商係を置く。

(1) 農務係は左記の事項を掌理す。

- 一、農林山野に関する事項。
- 二、蠶業及び製絲に関する事項。
- 三、畜産に関する事項。
- 四、灌漑及び耕作地整理に関する事項。
- 五、農事試験場、模範農場及び農林學校に関する事項。
- 六、漁業水産に関する事項。

(2) 礦務係は左記の事項を掌理す。

- 一、官營礦業に関する事項。
- 二、礦産物の調査報告に関する事項。
- 三、礦質の化學試験に関する事項。
- 四、礦業經營の許可に関する事項。

(3) 工商係は左記の事項を掌理す。

- 一、商標登録に関する事項。
- 二、意匠權、特許及び專賣に関する事項。
- 三、官設勸工場及び勸業展覽會に関する事項。
- 四、工業傳習所に関する事項。
- 五、其他の商工業の獎勵保護に関する事項。

第十五條 財務司には庶務科、主税科及び主計科を置く。

第十六條 庶務科は左記の事務を掌理す。

- 一、財務司内の文書發受に関する事項。
- 二、統計及び報告材料の蒐集に関する事項。
- 三、司内の他科に屬せざる事項。

第十七條 主税科には田賦係、釐金係及び税捐係を設けて、左記の事項を分掌す。

- 一、國税及び其他の税外諸收入に関する事項。
- 二、徵税機關の設置、變更及び廢止に関する事項。
- 三、國税の滯納處分に関する事項。



四、財源調査に關する事項。

五、府縣稅及び其の徵收方法の認可に關する事項。

第十八條 主計科には豫算決算係及び理財係を置く。

(1) 豫算決算係は左記の事務を掌理す。

一、概算及び豫算決算に關する事項。

二、豫算科目設置に關する事項。

三、歳出入の報告に關する事項。

四、主計簿記に關する事項。

五、會計法規に關する事項。

六、豫備金の支出及び豫算の流用に關する事項。

七、出納官吏の監督及び保證に關する事項。

(2) 理財係は左記の事項を掌理す。

一、地方債及び借入金に關する事項。

二、基金運用に關する事項。

三、貸附金及び利息に關する事項。

四、官有財産の整理處分に關する事項。

五、保管物及び供託物に關する事項。

六、貨幣及び兌換券に關する事項。

七、銀行及び金融機關に關する事項。

八、地方財務の監督に關する事項。

第十九條 法務司には庶務科、民事科及び刑事科を置く。

第二十條 法務司の庶務科は左記の事項を掌理す。

一、司内の文書發受に關する事項。

二、統計及び報告材料の蒐集に關する事項。

三、辯護士資格及び其の取締に關する事項。

四、監獄の設置、廢止及び其の經營に關する事項。

五、裁判所の設置、廢止、維持及び其の管轄區域に關する事項。

六、司内の他科に屬せざる事項。



第二十一條 民事科は各種の登記、戸籍及び民事訴訟に關する事項を掌理す。

第二十二條 刑事科は刑事検査、入獄及び出獄人の保護に關する事項。

第十二節 總督府軍務廳の組織

第一條 總督府軍務廳には參謀處、副官處及び左の三科を置く。

軍法科、軍需科、軍醫科。

第二條 總督府軍務廳の職員左の如し。

參謀長	一名	少將
副官長	一名	大校
參謀	〇名	校官
副官	〇名	校官
科長	三人	薦任文官 〇名
科員	〇名	一等醫正 〇名
		一等軍需正 〇名
		薦任文官 〇名
		二等二三級及び三等一級武官 〇名

第三條 參謀長は總督を輔佐して軍機の要務に參畫す。

第四條 參謀は參謀長の命を受けて軍務に參畫す。

第五條 副官長は總督の命を承けて陸軍の人事、諜報及び軍令傳達、内務の風紀に關する事項を掌理す。

副官は副官長の命を受けて上述の事項を分掌す。

第六條 沿海沿江の省には副官一名を増駐せしめ、海軍の校官を之に充當せしむることを得。

第七條 科長は總督の命を承けて科内の事務を指揮監督す。

第八條 科員は上官の命を承けて主管事務を掌理す。

第九條 録事供事は上官の命を承けて、謄寫、記録及び庶務に従事す。

第十三節 警察總署の組織（中央警察にも之を適用す）

第一條 各省の省城には警察總署を置き、其の下に警察分署を置く、其の管轄區域は總督之を定む。

第二條 警察總署には左の職員を置く。

警察總監 一名 簡任



警務長	警察醫長	技師	警務官	警察醫	巡長	技手	錄事	供事
○	一	○	○	○	○	○	○	○
名	名	名	名	名	名	名	名	名
薦任	薦任	薦任	委任	委任	委任	委任	委任	委任

第三條 警察總監は總督民政長官の命を承けて、省城の警察衛生事務を掌理し、各府縣の警察行政を監督す。

第四條 警察總監は所管の行政事務に關する限り、職權を以て命令を發布し、或は必要の處分を爲すことを得。

第五條 警察總署には總務、第一、第二、第三の四科を置きて事務を分掌す。

第六條 總務科は左記の事項を掌理す。

- 一、官吏の進退、功過、身分に關する事項。
  - 二、印鑑に關する事項。
  - 三、文書の發受、謄寫、謄寫、編纂、保存に關する事項。
  - 四、統計報告に關する事項。
  - 五、高等警察に關する事項。
  - 六、警察學校及び巡警教習所に關する事項。
  - 七、會計庶務に關する事項。
  - 八、武器の分配保存に關する事項。
  - 九、他科に屬せざる事項。
- 第七條 第一科は左記の事項を掌理す。
- 一、警察行政に關する事項。
  - 二、刑事に關する事項。
- 第八條 第二科は左記の事項を掌理す。
- 一、建築、風俗、營業、交通に關する事項。







第二條 府知事は總督民政長官の命を承けて、府内の民政事務を管轄す。

第三條 府知事の管轄區域に就いては別に法令を以て之を定む。

第四條 府知事は法律命令及び總督委任の事項に關しては、管轄區域内に於て府知事令を發布し、又三ヶ月以内の懲役禁錮及び五十圓以内の罰金處分に附することを得。

第五條 府知事は縣知事所發の縣知事令及び其の處分に關し、違法、越權、又は公益を害すと認めらるるものある時は、之を停止し又は取消さしむることを得。

第六條 府知事は所管區内に於て警察、同遊撃隊、教育、治水、交通、開墾殖民及び貧民救濟等の事業を振興せしめんが爲に、府地方税を徵收することを得。

其の税目、税率、徵收方法及び時期に就いては、總督の裁決を経て決定するを要す。

第七條 府知事は警察遊撃隊を設けて、各縣の要地に分布し、以て安寧秩序を維持す。

警察遊撃隊の編制及び每府の分配隊數は警察總監之を定む。

第八條 府知事は若し必要あれば、最も近距離に駐屯する陸軍の長官に出兵を要求することを得。但し其の旨、至急總督に報知するを要す。

第九條 府知事署に左の五科を置きて事務を分掌す。

(1) 總務科は左記の事項を管掌す。

一、機密に關する事項。

二、印鑑に關する事項。

三、官吏の進退、功過及び身分に關する事項。

四、文書の發受、謄寫、記錄、編纂及び保存に關する事項。

五、統計報告に關する事項。

六、府署内の庶務及び其他の他科に屬せざる事項。

(2) 内務科は左記の事項を掌理す。

一、地方自治の基礎に就きての調査及び之が整理に關する事項。

二、徵兵徵發に關する事項。

三、土地の收納使用に關する事項。

四、道路治水に關する事項。

五、慈善、救濟に關する事項。

六、鑛山の調査報告に關する事項。



- 七、農林、開墾、殖民に關事する事項。
- 八、廟、宇、寺、觀、教會及び各派宗教に關する事項。
- 九、名勝の保存に關する事項。
- 十、府内の公益社團及び財團に關する事項。

(3) 財務科は左記の事項を掌理す。

- 一、國稅に關する事項。
- 二、府の總豫算及び決算に關する事項。
- 三、府地方稅の徵收及び稅外收入に關する事項。
- 四、府金庫に關する事項。
- 五、國費の委任支拂に關する事項。
- 六、國費に屬する部門の會計に關する事項。
- 七、府署の經費及び地方費の會計に關する事項。
- 八、稅源の調査に關する事項。
- 九、官有財産の管理に關する事項。

- 十、物品の出納保管に關する事項。
- 十一、會計監査に關する事項。

(4) 學務科は左記の事項を管掌す。

- 一、各學務の監督に關する事項。
- 二、尋常師範學校、中學校、體育學校、體育會、模範幼稚園、小學校及び雜誌新聞社の經營補助及び獎勵に關する事項。
- 三、教育會に關する事項。
- 四、各學校職員に關する事項。
- 五、教員資格及び檢定に關する事項。
- 六、學事の統計に關する事項。
- 七、教育基本財産に關する事項。

(5) 警務科は左記の事項を掌理す。

- 一、府城の警察、保安及び衛生に關する事項（首府に於ては此の項を除く）
- 二、遊撃隊の管理、分布及び指揮に關する事項。



三、各縣警察の衛生及び行政の監督に關する事項。

第十條 科長は府知事の命を承けて科員を指揮監督し、該科の事務を處理す。

警務科長は警務長を以て之に充つ。

第十一條 警務課長は監察官〇名を置き警務官を之に充て、警察行政の實況を監査報告せしむ。

第十二條 科員は上官の命を承けて主管事務を掌理す。

警務科員は警務官、警察醫及び巡長を以て之に充つ。

第十三條 祕書は府知事の命を承けて機密及び知事の特命に關する事務を掌理す。

第十四條 技師は府知事の命を承けて技手を指揮し、技術に關する事務を掌理す。

第十五條 府視學官は府知事の命を承けて學事と考査との事を掌理す。

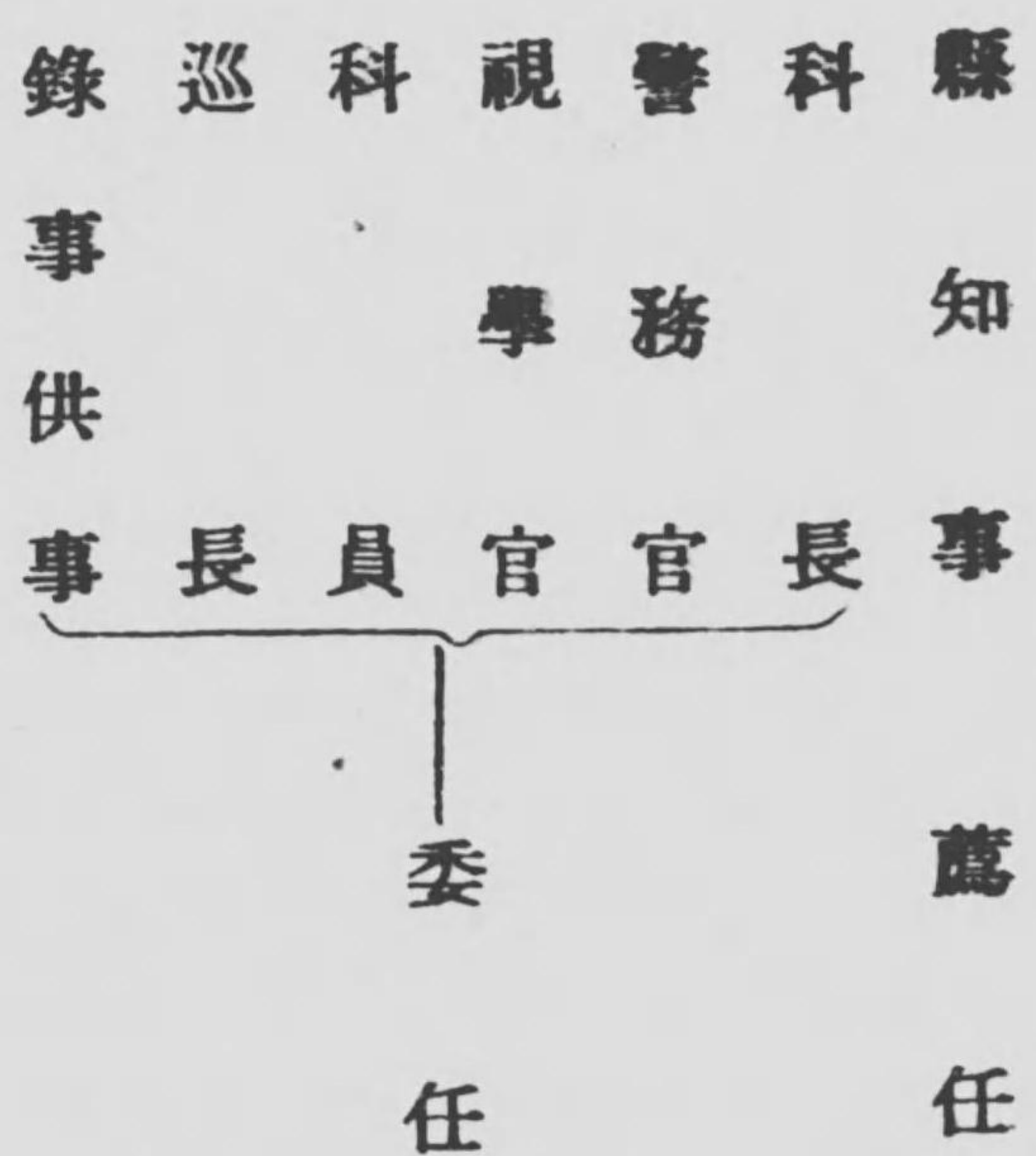
第十六條 技手は上官の命を承けて技術に従事す。

第十七條 録事供事は上官の命を承けて謄寫、記録及び庶務に従事す。

第十八條 警察遊撃隊員の官等、所屬及び階級は警察總署の規定に依る。

第十五節 縣知事署の組織

第一條 縣知事署は左の職員を以て之を組織す。



第二條 縣知事は府知事の監督を受けて全縣の行政事務を管轄す。

第三條 縣知事は法律、命令或は府知事委任の事項に關する限り、所轄區域内に於て縣知事令を發布し、且つ十日以内の懲役及び十元以内の罰金處分に附することを得。

第四條 縣知事は警察、教育、道路、貧民救濟、開墾、殖民其他の重要政治を振興する爲に、所轄縣内に於て縣地方税を徵收することを得。

其の税目、税率、徵收方法及び時期は府知事の認可を経て決定するを要す。

第五條 縣知事は若しも所轄縣内に警察と結託せる匪徒ある時は、最も近距離に駐屯する警察遊



軍隊を指揮動員して平定捕縛し、更に必要ある時は最も近距離の地に駐屯する陸軍の長官に急報して、派兵援助せしむることを得。

但し陸軍を動員する場合は、直に其の旨總督と府知事とに通報するを要す。

第六條 縣知事署には第一、第二、第三、及び第四の四科を置きて事務を分掌せしむ。

第一科 所管事務左の如し。

- 一、官印及び縣印の保管。
- 二、文書の發受及び分配。
- 三、統計、記録及び各種書類の編纂保存。
- 四、文書の謄寫。
- 五、報告文の公布。
- 六、戸籍簿の調製保存。
- 七、出征及び戦死軍人の家族に関する調査及び扶助。
- 八、縣内の慈善事業及び公益社團又は財團の認可。
- 九、罹災民の保護救済。

- 十、陸海軍演習の準備、兵丁の徵募、人物の徵發及び退役軍人の召集に関する事項。
- 十一、教會、社、寺、廟、觀に関する事項及び名勝の保存に関する事項。
- 十二、道路、溝渠の修築、官有建築物の營繕及び土木工事に關する事項。
- 十三、田畝の測量、耕地及び土地の整理、水利に関する事項。
- 十四、荒地の開墾及び農林商工に関する事項。
- 十五、驛遞に関する事項。
- 十六、他科に屬せざる事項。

第二科 所管事務左の如し。

- 一、全縣の歲出入豫算決算に関する事項。
- 二、國稅及び國稅以外の國庫諸收入に関する事項。
- 三、縣稅及び其の徵收方法、滯納處分に関する事項。
- 四、縣經濟の財産管理に関する事項。
- 五、縣金庫の出納、整理、報告に関する事項。
- 六、國費の委任支拂に関する事項。



- 七、縣所得の國家行政經費、縣稅及び縣經濟の會計出納に關する事項。
- 八、金銀物品の保管。
- 九、郵稅、電送金及び物品賣買に關する諸事項。
- 十、廳舎の管理、掃除、設備に關する事項。
- 十一、人夫の雇傭進退に關する事項。

第三科 所管事務左の如し。

- 一、縣立公私立の各小學校、幼稚園、圖書館及び雜誌新聞社の經營獎勵に關する事項。
- 二、教育會、講習會及び學術研究會に關する事項。
- 三、學校教員及び教育演說會、演說員の資格檢定に關する事項。
- 四、學校の衛生狀態及び授業時間に關する事項。
- 五、學藝の獎勵、賞與及び學校職員の進退に關する事項。
- 六、縣立幼稚園、雜誌新聞社の經濟に關する事項。
- 七、學齡兒童の強制就學に關する事項。
- 八、教員生徒の身體檢査に關する事項。

- 九、學校統計に關する事項。
- 十、學事考査に關する事項。

- 十一、教育基金の募集、教育基本財産の設置、維持及び整理に關する事項。
- 十二、學校教育及び社會教育と直接關係ある事項。

第四科 所管主務左の如し。

- 一、警察區劃、配置及び其の紀律の實行に對する監督に關する事項。
- 二、警官の進退賞罰に關する事項。
- 三、警官の訓練及び教習所に關する事項。
- 四、密偵に關する事項。
- 五、警察法違反の處分に關する事項。
- 六、捕盜に關する事項。
- 七、警衛に關する事項。
- 八、狂人の取締、狂犬、野犬の撲殺に關する事項。
- 九、戶數人口の調査整理及び出生死亡の届出に關する事項。



- 十、店舗、民家、移轉、轉住及び人民の出入往來の取締調査に關する事項。
  - 十一、上下水道及び街路の清潔掃除に關する事項。
  - 十二、傳染病の豫防に關する事項。
  - 十三、劇場、料理屋、醫院及び工場の風紀衛生に關する事項。
  - 十四、新聞紙及び出版物の取締に關する事項。
  - 十五、娼妓及び秘密賣淫の取締に關する事項。
  - 十六、藥品の検査及び醫師產婆の資格に關する事項。
  - 十七、兇器及び危險物の取締及び其の許可に關する事項。
  - 十八、狩獵の認可及び獵區の限定に關する事項。
  - 十九、遺失物、埋藏物の發見に關する事項。
  - 二十、司法の施行及び官廳の命令に關する事項。
  - 二十一、其他保安に關する事項。
- 第七條 科長は縣知事の命を承けて科員を指揮監督し、該科の事務を處理す。(第四科の科長は警務官を以て之に充つ。)

- 第八條 科員は上官の命を承けて主管事務を掌理す。(第四科の科員は警務官、警察醫及び巡長を以て之に充つ。)
- 第九條 視學官は上官の命を承けて學事、考査を管掌す。
- 第十條 縣知事は所轄區内に於て警察區域を設定し、警察分署を置くことを得。其の署長は巡長を以て之に充つ。
- 第十一條 縣知事は縣地方費を以て技手を置くことを得。技手は技術に關する事項は掌理す。
- 第十二條 巡長は警察衛生事務に従事し、部下の巡警を指導監督す。
- 第十三條 録事、供事は謄寫記録及び庶務に従事す。

總督以下各職員の官等表

		任特	
		簡任	委任
民	一等	簡任	同
司	二等	簡任	同
長	三等	薦任	同
祕	四等	同	同
書	五等	同	同
一	六等	同	同
等	七等	同	同
科	八等	同	同
二	九等	同	同
等	一等	委任	同
科	二等	同	同
三	三等	同	同
等	四等	同	同
科	五等	同	同
縣	警察醫	同	同
署	技	同	同
科	手	同	同
技	手	同	同
手	手	同	同
手	手	同	同







封し得ざるものとす。

第五條 若し直に處分する必要がある要件なるか、發信人に於て即答を待つものなる時は、前條に準じて處理する外、直に處分するを要する旨を該書面上に記載するを要す。

第六條 公文書中金銀其他の物品を附帶するものは、其の數目、種類、件數を受信簿に附記し、先づ主管科員に送り、其の捺印領收を経て後、更に文書を主管の他科に轉送して處理し、金品有りて文書無きものは前文に準じて處理す。

第七條 若し書式に合せざるか、又は誤送されたる文書ある時は、封筒に事由を明記して回送し、本人自身が持參せるものなる時は誤解無き様詳細に説明するを要す。

第八條 發送文書は日附順に發信簿に記入し、郵便局を経るか又は書留とする必要があるものは、該文書と發信簿とを出納又は會計主任に送り、郵便切手を貼るか或は郵便料の支給を受くるものとす。電報も之に同じ。但し文書と金品とを同時に發送する場合は、關係科長の監視の下に閉封發送し、之に對する郵便局、電信局又は先方の領收證は發受主任に於て慎重に保存すべきものとす。

第九條 緊急事項、重要事項及び直に處分する必要がある事項を除きたる以外の發送文書は、午後

退署時間迄に、其の内各科に分送するものは午前執務開始の時迄に、各々之を處理するを要す。

第十條 外部に發送する公文中、祕密を要するものには祕の印を押し、親展となすべきものには親展の二字をくものとす。速達又は書留となすべきものも之に倣ふ。

第十一條 各科長は發受主任より文件を受取りたる場合は、直に受領簿に捺印し、文件を閲讀し終りたる場合は自ら處理すべき事項の外は、直に主管科員に渡して處理せしめ、久しく手許に置くことを得ず。

第十二條 各科員は主管に屬する文件を入手したる場合は、原稿紙に草案を作成して署名捺印し、科長の審査認定を経て長官に呈出し其の裁決を仰ぐものとす。

第十三條 數司又は數料に關係を有する文件は、關係の最も大なる科員に於て立案し、各關係科長の審査認定を経たる上、長官に提出して其の裁決を仰ぐものとす。

第十四條 主任科員は淨稿を科長を経て長官に提出するものとし、科長又は長官に於て改竄せるところあれば其の箇所を捺印し、改正字數を註明して公務を重んずるの證となす。

第十五條 長官の捺印裁決を経て作成する文件は、専門技術に關する圖表の外は、發受處の複製主任に於て複製し、原文と對照校正したる後閉封發送し、此等の原文と文件とは番號順に分類



して編纂保存するものとする。

第十六條 文件に算式又は數字あるものは、複製後原文を作成せる科員に送つて對照校了して誤り無きを確かめたる上に於て閉封發送す。

第十七條 機密なる要務に關しては、長官より科長又は科員を指定して起草せしめ、複製校了して封入したる後、始めて發受主任に交付し、其の稿本は別に機密文書綴に分類編入して長官室に保管するものとする。

第十八條 緊急なる要務及び直に處分するを要する文件の外は、到着後三日以内に整理完了するを要す。若し主管科員が公務餘りに繁忙なる爲、該文件を處理し得ざる時は、其の理由を直接申述して猶豫を乞ふか、他科の科員の幫助を求むべきものとする。

第十九條 整理完了せる文件には、主管科員に於て整理済みなる印を押すものとする。

第二十條 發受主任は毎週一日を定めて發受信簿を整理し、日別統計表を作成して、夫々整理済なるか又は未整理なるかを記入し、所管科長を経て長官に提出するものとする。

第二十一條 文件は長官の許可を得ざれば署外に持出し得ず、又自己の整理せる文件以外は勝手に取出して閱覽し得ず、事務所内に於ては、漫歩漫談して執務を妨碍すべからざるものとする。

第二十二條 各員退署の際は、文件及び所管物品は定所に收藏すべきものとし、若し散失せる場合は、所管者に於て其の責を負ふべきものとする。

第二十三條 出張を命ぜられたる者は、満期の日より起算して三日以内に、復命書を提出して長官の裁決を待つべきものとする。

第二十四條 吏員は主管事務に關する限り絶対責任を負ふものとする。

第二十五條 吏員は辭職又は轉任の後も、任期内に爲したる行爲に對しては一切の責任を負ふものとする。

第二十六條 執務時間は午前八時より同十二時迄又午後一時より同五時迄とする。

第二十七條 各員は出勤後出勤簿の自己の名の上に捺印すべきものとする。

第二十八條 各署には出勤簿を置き、毎日定式通り之に記入し、定刻三十分後に發受主任は之を集めて長官に納め、毎月初日此の表に依つて勤怠を調査し、遅刻三回以上に上る者には罰を科し、罰を受くること三回以上なる者は懲戒處分に附するものとする。

第二十九條 定刻以前に出勤せんとせば、長官の許可を得るを要す。

第三十條 事故の爲に缺勤する場合は、其の日の午前中に理由を具申するを要し、大なる事故



に非ざれば、缺勤二日以上に及ぶを得ず。病缺三日以上に互る者は、醫師の診断書を提出するを要す。

第三十一條 至急整理すべき要務ある場合は、賜暇期限内に於ても、長官の指令に従つて出勤執務するを要す。

第三十二條 各司及び局、所、縣廳等の獨立分立各機關には宿直員を置き、退署時間後の一切の事務及び來文來電を管理し、直に處分する必要がある要件は、速かに長官に提出して其の指揮を待つものとする。

第三十三條 非帶時變ある場合は、當直員なると否とに係らず、直に集合して長官の指揮を受くべきものとし、忌避するを許さず。

第三十四條 公務に服する者は着任の際、速かに履歷書を長官に提出し、自己の住所を詳細に發受主任に報告し、若し轉居したる場合は其の翌日之を通知するを要す。

第三十五條 吏員の交代せる際は一切の公文、書類、表簿、物品及び公事に關する記録等は一々引渡しを完了し、毫も隱匿又は破毀するを得ず。

#### 第十七節 陸軍司令部通則

第一條 各省に司令長官を一名置きて全省の軍務を統轄し、革命の進行を籌畫し、總理に直屬し、

軍政軍令に關する限り軍事部の指揮を受く。

第二條 一省を若干區に分ち、各區に司令官一名を置き、司令長官に隸屬して所管區内の事務を統制す。

第三條 司令長官部に左の幕僚を置く。

參 謀 長	一 名
參 謀	一 名
副 官 長	一 名
副 官	〇 名

右定員以外に必要な時は、軍需官及び軍醫官を増設することを得。

第四條 參謀長は幕僚長として司令長官を輔佐し、省城、巨鎮、要地等の攻取に參畫し、之が爲に必要な調査をなし、又司令長官の現地不在の節は其の職務を代行す。

第五條 副官長は司令長官の命を受けて、機要事務及び庶務を掌理す。

第六條 參謀副官は上官の命を受けて、擔任の職務を處理す。



第七條 各區司令部の組織は第三條の規定に準ず。但し官等は同じからず。

第八條 中華革命軍成功の暁は、司令長官部の組織は大元帥の委任又は命令に依り、總督府の組織に準じて改組す。

#### 第十八節 警備隊職務規程

第一條 警備隊司令長及び隊長は司令長官或は司令官の直轄に屬す。

第二條 警備隊は地方の適當なる地點に、警備隊司令部の本部を置くことを得。

第三條 各城門及び要害地には長官を派し、兵士を率ゐて防守せしむ。其の兵士の多寡は各地點の輕重を視て之を定む。

若し城門要害地の外に重要地點ある場合は、該警備隊長より酌量派兵して往きて守備せしむ。

第四條 城門又は要害地を通過する者は、將校、將校相當官及び傳令以外は暗號を言ふか、通行許可證を示して後初めて通過することを得。

第五條 警備隊司令部本部は、情勢を酌量し、隨時長官一名を派遣し、兵士若干名を引率して警戒線内及び警戒線外、警戒線外五〇〇米以内を巡行し、警備兵の勤惰、軍人軍屬の軍紀風紀及び地方の動靜を監視せしむ。

第六條 水陸の各要害地、關所、税關、埠頭、渡船場等には、夫々長官一名を派して検査長とし、兵士若干名を率ゐて検査守備の任に當るものとす。其の検査方針左の如し。

一、水路の要害地、關所、税關、埠頭及び渡場等を通過出境する者は、司令部發給の免狀を携帯するを要す。

二、出境する者は現銀を携帯することを得ず。若し検査の結果現銀を發見せる時は全部沈没して公費に充つるものとす。

三、出境する者は三十斤以上の行李を携帯し得ず。

四、出境者携帯の行李には米穀、油、鹽、砂糖及び蔬菜等を入るるを得ず。若し検査の結果之を發見したる時は、一概に沒收して公有となす。

五、如何なる者も公事によるか、一定の住居職業有る者に非ざれば入境を許可せず。

六、何なる者が入境する場合にも、必ず行李を検査するを要し、若し疑はしき點ある時は更に身體を検査するを要す。

七、検査隊の検査は須く冷靜平穩なるべく、人民を威嚇侮辱するを得ず。

第七條 重要ならざる事件は、警備隊に於て處理し得るも、重大なる事項は司令部に報告するを



要す。

第八條 警備隊派出の警備兵の交代時間は、臨時警備隊司令長官に於て之を規定す。但し交代後、警備期中の記事を司令長に報告するを要し、司令長は之を纏めて司令部に提出す。

第九條 警備司令長又は隊長は、秩序の維持、軍人軍屬の取締等の諸事項に關しては、憲兵隊と協同商議して整理することを得。

#### 第十九節 憲兵職務規定

- 一、區を分つて街道を巡行し、告示の貼出しをなす。
- 二、住民の城門及び要害地出入を嚴禁す。
- 三、將校下士卒の商店民家出入を嚴禁す。
- 四、住民に命じて大門を閉ぢ、出入往來を禁じて盜匪を防ぐ。
- 五、住民に嚴命して所藏の軍需品、彈藥、兇器（長刀）を直接司令部に持參納付せしめ、重く且大なるものは司令部に報告す。
- 六、情勢を審査したる上、住民に通行免狀を發給して城門、要害地の出入に便せしむ。但し免狀を得んとする者は、正當なる理由は申述し、之に對する保證を求むるを要す。

七、戦事の爲に負傷死亡したる住民及び其の受けたる損害の程度を戸毎に實地調査し、之を記録して司令部に報告す。

八、食糧無き民家を調査し、之に對し相當の給與と救濟とをなすに便ならしむ。

九、住民の被害が本軍の所爲なりや否やを調査し、對策の考究に便ならしむ。

十、長官引率の兵士又は特別勤務に服する兵士以外は、銃器、彈藥を携帯して市街を遊行し、又は許可なくして發砲することを得ず。

十一、軍隊内の將校相當官及び人夫、馬丁、火夫、雜役、運搬人夫等は兵器を携帯するを得ず。

十二、路上に露店を設け衆を聚めて賭博し、又は分取品を販賣する等の事は之を嚴禁す。

十三、阿片及び煙草の賣買所開設を嚴禁し、軍人及び軍屬の西洋卷煙草購入を禁す。

十四、軍人及び軍屬の妓館劇場に於ける騷擾酒亂及び争ひを嚴禁す。

十五、軍人軍屬の押賣り及び無理買ひを嚴禁す。

十六、軍人の黨を結んで暴行することを嚴禁す。

十七、衛生隊を監督引率して屍體を除去し、病傷者救護の事に當る。

十八、憲兵司令又は隊長は、秩序維持の爲には、守備隊司令部の本部に向つて派兵協力を要求す



ることを得。

十九、憲兵隊の執務は平穩冷靜なるを要し、住民を威嚇侮辱することを得ず。

#### 第二十節 海軍總司令部條例

第一條 海軍總司令は大元帥の「委任」とし、大元帥に直屬して全軍の艦船を統率し、隊務を總理す。

軍政に關しては海軍部長の指揮を受く。

第二條 海軍總司令部は全艦隊の旗艦に置く。

第三條 海軍總司令部には左の幕僚を置く。

參謀長、參謀、副官、輪機長、司計長

本條の外必要ある時は、全艦隊附の海軍將校、將校相當官、檢士、海軍翻譯官及び海軍雇員を置くことを得。

第四條 參謀長は總司令の命を承けて、幕僚の事務を掌理し、隊務を整理す。

第五條 參謀は參謀長の命を承けて事務を整理す。

第六條 副官は參謀長の命を承けて、人事及び庶務を掌理す。

第七條 輪機長は總司令の命を承けて全艦隊の機關、艦體及び兵器を管理し、各艦船の機關長の勤務を監視す。

第八條 司計長は總司令の命を受けて軍需、會計の事務を掌理す。

第九條 全艦隊附海軍將校及び將校相當官は、總司令の命を承けて事務を整理す。

第十條 檢士は總司令の命を承けて、軍事司法及び懲罰に關する事務を掌理す。

第十一條 海軍翻譯官及び海軍雇員は總司令の命を受けて事務を整理す。

#### 第二十一節 海軍司令部條例

第一條 海軍司令は總司令の命を承けて艦隊の一部を指揮す。

第二條 海軍司令部は該指揮艦隊の旗艦に之を置く。

第三條 海軍司令部には參謀を置く。

第四條 第三條の外必要ある場合は、艦隊附海軍將校、同相當官及び海軍翻譯官を置くことを得。

第五條 參謀は司令の命を承けて隊務を處理す。

第六條 司令旗艦の航海長、機關長、軍醫長及び司計長は司令の命を承けて隊務に參與す。

第七條 艦隊附海軍將校、同相當官は司令の命を承けて隊務を處理す。



第八條 海軍翻譯官は司令の命を承けて事務を整理す。

第九條 第三條、第四條の職員の種類は五名を超ゆることを得ず。

本規定は公布の日より之を施行す。

#### 第二十二節 海軍要塞司令部條例

第一條 海軍要塞司令部は沿江沿海の各要害地に設け、某地海軍要塞司令部と稱す。

第二條 海軍要塞司令部は該海軍區の要港部司令長に隸屬し、要塞の防禦及び砲臺に関する事務を掌理す。

第三條 海軍要塞司令部には左の幕僚を置く。

參謀、軍醫官。

第四條 參謀は司令の命を部務を處理す。

第五條 軍醫官は令の命を承けて醫務衛生に関する事項を掌理す。

第六條 前項を除く外必要に應じて海軍將校を置くことを得。

第七條 海軍將校は長官の命を承けて夫々部務に服す。

#### 第二十三節 要港部條例

第一條 要港部は各要港に置きて某地要港部と稱す。

第二條 要港部は要港の防禦及び其の區域内の海岸及び海面に関する事を掌理し、軍需品貯藏及び供給所を警備す。

第三條 要港部には必要ある際は驅逐隊、敷設隊及び航空隊を置くことを得。

第四條 要港部には司令を置き、大元帥を委任とし、大元帥に直屬して部下を統率し、部務を總理し、所屬の各部署を監督す。

司令は海軍部長の命を承けて軍政を兼掌す。

第六條 要港部には左の幕僚を置く。

參謀長、參謀、副官、輪機長、軍醫長、司計長、司法長。

前項の外必要に應じて港務長、工廠長、輪機官、軍醫官及び司計官を置くことを得。

第七條 參謀長は司令を輔佐して、幕僚を監督し、部務を整理す。

第八條 參謀は參謀長の命を承けて事務を處理す。

第九條 副官は參謀長の命を承けて人事及び庶務を掌理す。

第十條 港務長は司令の命を承けて所屬船舶を統轄し、要港、警備及び海運、浮標、救難、防火



等に關する事務を掌理す。

第十一條 輪機長は司令の命を承けて機關、艦體、兵器及び輪機官の勤務に關する事を掌理す。

第十二條 工廠長は司令の命を承けて、機關、艦體及び兵器の修理に關する事を掌理す。

第十三條 輪機官は輪機長の命を承けて事務を處理す。

第十四條 軍醫長は司令の命を承けて醫務衛生の事を掌理す。

第十五條 軍醫は軍醫長の命を承けて醫務を處理す。

第十六條 司計長は司令の命を承けて會計、給與及び工業用品に關する事務を掌理す。

第十七條 司計官は司計長の命を承けて事務を處理す。

#### 附 則

塘沽造船廠、其の附屬公署及び海軍用地は、秦皇島要港部に於て之を管轄す。

本令は公布の日より之を施行す。

#### 第二十四節 海軍區域令

第一條 民國の沿海を五區に分つ。其の區劃左の如し。

第一海軍區 盛京省の鴨綠江より起り直隸省を経て、山東省の黄河に至る沿海一帯。

第二海軍區 山東省の黄河より起り江蘇省の淮河に至る沿海一帯。

第三海軍區 江蘇省の淮河より起り浙江省の甌江に至る沿海一帯。

第四海軍區 浙江省の甌江より起り、福建省を経て廣東省の韓江に至る沿海一帯。

第五海軍區 廣東省の韓江より起り同省と佛領印度支那との境界に至る沿海一帯。

第二條 各海軍區内に要港を設くること左の如し。

第一海軍區要港 直隸省の秦皇島に設く。

第二海軍區要港 山東省の煙臺に設く。

第三海軍區要港 江蘇省の上海に設く。

第四海軍區要港 福建省の馬尾に設く。

第五海軍區要港 廣東省の黃埔に設く。

第三條 各海軍區の防禦及び警備は、當該要港の要港部が之を鎮守す。

第四條 本令は公布の日より之を施行す。

#### 第二十五節 本初子午線、經度及び標準時條例

第一條 英國一グリニッチ天文臺の子午儀の中心を經過する子午線を經度の基本子午線とす。



第二條 經度は本初子午線より起算し、東西各々百八十度に至るものとし、東經を「正」とし西經を「負」とす。

第三條 民國標準時を左の三部となす。

- 一、東經九十度の正中時を民國西部の標準時となす。
  - 二、東經百五度の正中時を民國中部の標準時となす。
  - 三、東經百二十度の正中時を民國東部の標準時となす。
- 第四條 本規定は民國 年 月 日より施行す。

### 第三章 服制、勳記

#### 第一節 陸軍服制條例

第一條 本條例に所謂軍人とは憲兵、歩兵、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵の將校下士卒にして、軍佐とは軍醫、獸醫、軍需、軍樂各屬の將校下士卒相當者の謂なり。

第二條 革命軍の軍人及び軍佐は各々其の官級に相當する制服を着するものとする。  
(軍人の部)

憲兵科	白
歩兵科	紅
騎兵科	綠
砲兵科	黃
工兵科	黑
輜重兵科	紫
(軍佐の部)	
軍需科	紺
軍醫科	藍
獸醫科	青
軍樂科	緋
軍法科	灰

第四條 革命軍の軍人軍佐の軍帽及び軍服は均しく土黄色の羅紗を用ひ、軍帽の上縁、上服の袖及び「ゾボン」の縫目には紅色の細き羅紗の線を嵌め、之を以て制服の定式となす。



第五條 革命軍の帽章は十二角の日章を以て定式とす。但し將校は金色を用ひ、將校相當官は銀色を用ふ。

第六條 革命軍軍人の肩章は長方形を用ふ。其の定式左の如し。

- 大 將 全金の上に十二角の金色日章形の小花三箇を嵌む。
- 中 將 全金の上に十二角の金色日章形の小花二箇を嵌む。
- 少 將 全金の上に十二角の金色日章形の小花一箇を嵌む。
- 大 校 所屬の各科と同色の羅紗を以てつくり、周圍の金辨をつけ、中に二條の金辨を嵌め、其の上に十二角の金色日章形の小花三箇を嵌む。
- 中 校 金色日章形の小花二箇を嵌む。他は大校に同じ。
- 少 校 金色日章形の小花一箇を嵌む。他は大中校に同じ。
- 大 尉 所屬の各科と同色の羅紗を以てつくり、周圍に金辨をつけ、中に一條の金辨を嵌め、其の上に十二角の金色日章形の小花三箇を嵌む。
- 中 尉 金色日章形の小花二箇を嵌む。他は大尉に同じ。
- 少 尉 金色日章形の小花一箇を嵌む。他は大中尉に同じ。

司務長 所層の各科と同色の羅紗を以てつくり、周圍に金辨をつけ、中に金辨一條を嵌む。

上 士 所屬の各科と同色の羅紗を以てつくり、中に金辨一條を嵌め、其の上に十二角の金色日章形の小花三箇を嵌む。

中 士 金色日章形の小花二箇を嵌む。他は上士に同じ。

下 士 金色日章形の小花一箇を嵌む。他は上中士に同じ。


上等兵 所屬各科と同色の羅紗を以てつくり、中に十二角の金色日章形小花三箇を嵌む。

一等兵 金色日章形小花二箇を嵌む。他は上等兵に同じ。

二等兵 金色日章形小花一箇を嵌む。他は一等兵に同じ。

軍佐の肩章は金色を用ひずして銀色を用ひ、他は以上に同じ。

第七條 革命軍軍人及軍佐の鈕には、上に十二角日章形の紋を嵌む、但し軍人は金色を用ひ軍佐は銀色を用ふ。

第八條 革命軍軍人及軍佐の襟章は  の如き式とし、將官は全金を用ひ、校官以下は各々所屬



各科と同色の羅紗を以て製し、上に所屬の團又は獨立營（大隊）の番號の金色數字を嵌む。但し軍佐官及び將校相當官は金色を用ひ、將校相當官以下は銀色數字を用ひ、他は軍人に同じ。

第二節 授勳規程

第一條 授勳の權は大元帥に屬す。

第二條 勳位は六種に分つ。

- 一、大勳章。
- 二、勳章。
- 三、大功章。
- 四、有功章。
- 五、旌章。
- 六、旌狀。（註、表彰狀）

第三條 前條第一第二第三第四の四種の勳位には皆年金を附給す。

第四條 勳位の等級、種類、年金額、受勳者の稱號及び勳章の質等左表の如し。

勳章等級表		勳位	稱號	年金	章質
大勳章	天日紅色三寶章	勳一等	年金一千八百元	金	
勳章	天日藍色三寶章	勳二等	年金一千七百元	金	
	天日白色三寶章	勳三等	年金一千六百元	金	
	天日紅色雙寶章	勳四等	年金一千五百元	金	
	天日藍色雙寶章	勳五等	年金一千四百元	金	
	天日白色雙寶章	勳六等	年金一千三百元	金	
	天日紅色單寶章	勳七等	年金一千二百元	金	
	天日藍色單寶章	勳八等	年金一千一百元	金	
	天日白色單寶章	勳九等	年金一千元	金	







一、三色綬金旌章。

第七條 左記の各勳位は當該司令長官、總督又は總長が大元帥の名に於て之を授く。

一、功一級より功九級に至る迄。

一、功一次より功九次に至る迄。

一、紅色綬金旌章、藍色綬金旌章、白色綬金旌章。

一、旌 狀。(表彰狀)

第八條 旌勳事務は稽勳局に於て考査し、大元帥に呈報して之を決定す。

第九條 各所屬長官は部下に勳功ありし場合、其の旨稽勳局に報告するを要す。

第十條 勳位の授給方法を左記の二とす。

一、繼續して漸次勳功を建てし者は、第四條所定の勳記等級に依り級を追ふて授勳す。

二、特別の偉功殊勳を建てし者は、等級に依らずして特別に授勳す。

第十二條 勳章の形式大小は圖案を以て之を定む。

第十二條 左記の功績ありし者には有功章を授く。

一、敵人を殲殺して其功顯著なりし者。

二、敵軍を俘獲せし者。

三、敵軍の糧食、器械及び馬匹を奪ひたる者。

四、敵情を採報し、險を冒して實績を擧げ得たる者。

第十三條 左記の功績ありし者には大功章を授く。

一、率先して義兵を起したる者。

二、城鎮及び要害を攻取せる者。

三、敵軍を大破せしめし者。

四、敵軍の主領を殺し又は捕獲せし者。

五、城鎮を降服せしめたるか又は敵軍を降服せしめたる者。

六、城鎮又は要害を防守して敵人を却けたる者。

七、軍艦と共に來り服せる者。

本條の各項は其の情狀を酌量したる上にて等級を定む。

第十四條 左記の功績有りし者には勳章を授く。

一、全局の計畫統制に遠大なる效を收めたる者。



二、軍國の大事に参加し又は援助し、時宜に應じて協力したる者。  
三、全家財を擧げて軍資を助けたる者。

第十五條 國基を奠定し、國威を宣揚せる偉勳有りし者には大勳章を授く。

第十六條 左記の特行有りし者には表彰狀を授く。

一、文字、演説を以て革命の進行を助けたる者。

二、終始誠を竭して奉公せる者。

第十七條 左記各項に該當する特行有りし者には旌章（註、表彰章）を授く。

イ、地方農工商學等の各事業を整理し、業績卓著なる者には白綬銀旌章を授く。

ロ、城、鎮、郷の善後策を講じ、效果顯著なる者には、薩綬金旌章を授く。

ハ、府縣の善後策を講じ、功績顯著なる者には紅綬金旌章を授く。

ニ、一省の善後策を講じ、功績顯著なる者には三色綬金章を授く。

第十八條 軍糧を援助提供せる者に對する規定は別に之を定む。

第十九條 本規定の各條に列擧せざる勳功に對しては、各條列擧の例に準じて授勳す。

## 第四章 軍律、軍法

### 第一節 軍律

#### 第一項 總則

第一條 凡そ陸軍軍人、軍屬及び現在陸軍の勤務に服する海軍軍人、其他の人員にして罪を犯したる者ある時は、均しく本軍律を適用す。

第二條 上官の命令に服従したる爲、本軍律所定の罪を犯す結果となりたる者は之を論ぜず。

第三條 未遂罪は本軍律各條の所定に依り、必ず罰すべき者以外は、其の罪を輕減することを得。

第四條 本軍律所定の犯罪者の處分方法は、軍法執行條例の規定を適用す。

#### 第二項 罪

第一條 黨を結んで叛亂し又は謀叛せる者は、左記の規定に準じて處刑す。

一、首魁及び謀議に參與して群衆を指揮せる者は死刑に處す。

二、附和隨行せる者は十年以下の懲役に處す。



本條に該當する未遂罪は之を罰す。

第二條 左記の罪を犯したる者は死刑に處す。

- 一、長官に反抗し又は命令に違反せる者。
- 二、戰場にて退却せる者。
- 三、軍情を漏洩したる者。
- 四、密に逃亡せる者。
- 五、軍隊及び軍用の地方物品、建築物、器械等を敵軍に交付し、又は敵軍に有利ならしめんが爲に此等を破壊毀損せる者。
- 六、敵の間諜と爲り又は之を援助せる者。
- 七、虚偽の命令傳達、報告及び通報をなしたる者。
- 八、流言蜚語をなして民衆を惑はす者。
- 九、名目金額を捏造報告し、偽つて軍需品費を受取り、又は軍需費を控除したる者。
- 十、自由に防備地を離れて地方を敵軍に奪はれたる者。
- 十一、文字又は演説等により、公然と上官の人物又は行爲を批評したる者。

- 十二、盡す可き力を盡さずして、其の軍隊の守備地を敵軍に委ねたる者。
  - 十三、住民又は捕虜を金品と交換したる者。
  - 十四、良民を殺害するか、故無くして其の住宅を焚燬せる者。
  - 十五、民財を奪掠せるか婦女を強奪又は強姦したる者。
  - 十六、仇を尋ねて報復し、又は言葉を捏造し、人を誣ひて陥れたる者。
  - 十七、擅に私刑を用ひ、又は良民を捕へたる者。
  - 十八、賄賂を收受し、資財を没收したる者。
  - 十九、兇器を持ち數人結んで鬭争せし者。
  - 二十、外國人を殺害し、教會を焚燬せる者。
- 以上一五、一八、二三の各項の未遂罪は輕減することを得、一九項の罪も主謀者以外は輕減することを得。

第三條 密に歩哨所を通過せるか、歩哨兵の制止に係らず強て歩哨所を通過せる者は左記の刑に處す。

- 一、敵前の場合には死刑に處す。



二、敵前に非ざる場合は三年以上の懲役に處す。

本條の未遂罪は之を罰す。

第四條 兵器、糧食又は軍服を燒燬せるか、破壊遺棄せる者は左記の刑に處す。

一、敵前の場合に死刑に處す。

二、敵前に非ざる場合は十年以下の懲役に處す。

第五條 軍用の鐵道、道路、電線、電話及び水陸交通等の軍用物を破壊損傷せる者は、夫々前條の例に準じて刑に處す。

第六條 第八第九兩條の行爲が、敵を制することを目的とする命令に依て爲されたるものなる時は罪とならず。

第七條 左記各項の罪を犯したる者は、十年以下の懲役に處す。

一、敵軍の軍資金、兵器、物品等を奪ひ、蔭匿して長官に報告せざるか、密に販賣したる者。

二、阿片を吸飲し又は阿片局の開設を請負ひ、庇護し、又は單獨に之を開設したる者。

三、賭博をなすか、賭博場を開設し、或は其の開設を庇護し請負ひたる者。

四、毆打殺傷せる者。

五、兵器彈藥を浪費又は遺失したる者。

第八條 左記各項の罪を犯したる者は三年以上の禁錮に處す。

一、良民の家宅に侵入したる者。

二、酒亂兇行して問題を惹起したる者。

三、屢々妓樓劇場等に於て暴行せる者。

四、押賣り又は無理買ひをなしたる者。

### 第三項 附 則

軍人軍屬に非ざる者が、本軍律所定の罪を犯したる場合も亦此の規定を適用す。

### 第二節 軍法執行條例

#### 第一項 總 則

第一條 軍人、軍屬及び戒嚴地の一般人民の犯罪は、皆本條例の規定に遵つて處分す。

第二條 將官及び將官相當の軍屬の犯罪は、軍法會議に於て審判し、校官(註、佐官)、尉官、下士卒及び此等に相當する軍屬の犯罪は、軍法局の特別法廷に於て審判し、戒嚴地一般人民の犯罪は軍法局普通法廷に於て審判す。



第三條 軍法會議は大元帥の命令を以て將官に委任し、適當なる地點に於て之を組織す。  
 第四條 軍法局は總督及び司令長官が之を組織す。但し司令官は地方を克復せる際、適宜之を組織することを得。

第五條 戒嚴地内の主管長官は、軍律と戒嚴地刑罰法とを執行することを得。

第六條 敵前に於ける犯罪者に對しては、主管の長官は臨時軍律及び戒嚴地刑罰法を執行することを得。

第七條 軍法會議及び軍法局に適用する法律次の如し。

- 一、軍律。
- 二、戒嚴地刑罰法。
- 三、軍律及び戒嚴地刑罰法に未だ規定されざる事件は舊刑律に従ふ。
- 四、附帶して發生せる私の訴訟事件は習慣に従ふ。

第二項 軍法會議

第一條 軍法會議の組織左表の如し。

階級	裁判長	裁判官	被告人
第一級	大將一人	中大將 二人	大將及其相當官
第二級	大將一人	中大將 三人	中將及其相當官
第三級	中將一人	少中將 二人	少將及其相當官

第二條 軍法會議の附屬職員次の如し。

検査官長	一名
検査官	二名
録事(註、書記)	三名

第三條 検査官長及び検査官は大元帥之を委任す。

第四條 軍法會議の判決は、大元帥宣告し、陸軍部總長之を執行す。

第五條 戦時包圍地内の裁判官は之を減少することを得。